



意見書

平成 19 年 7 月 23 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書(案)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。  
以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

章		具体的内容
第1章 ネットワ ークの 中立性 に関す る基本 的視点	1. 検討の目的	<p>ブロードバンド市場においては、ボトルネック性に起因する市場支配力が厳然として存在しており、設備投資インセンティブの向上のみでは、サービスの多様化を実現することはできません。</p> <p>このような環境下においては、ボトルネック性を有する指定電気通信設備との接続を促進することが、サービスの多様化等、より社会厚生を高め得ると考えられます。(設備競争と、指定電気通信設備との接続をベースとしたサービス競争のモデル上の比較分析結果を別添1-1及び1-2に示します。)</p> <p>以上を踏まえ、報告書案P1の第2段落の記述を、次のように修正することを要望します。</p> <p>【原案】</p> <p>「本懇談会の目的は、(中略)ブロードバンド市場における設備投資インセンティブの向上やサービスの多様化等を実現することにある。」</p> <p>【修正案】</p> <p>「本懇談会の目的は、(中略)ブロードバンド市場における設備投資インセンティブの確保、<u>指定電気通信設備との接続のさらなる推進によるサービス競争の進展</u>やサービスの多様化等を実現することにある。」</p> <p>なお、新たなドミナント規制及び指定電気通信設備制度に関する具体的な規制内容を検討するにあたっては、一般法である独占禁止法におけるドミナント規制の存在を十分考慮の上、独占禁止法におけるドミナント規制及び</p>

章		具体的内容
		<p>電気通信事業法(以下、「事業法」という。)における指定電気通信設備規制との棲み分けや整合性の確保等について検討を行うことが必要です。</p> <p>具体的には、既にドミナントに対する一般的な規制として独占禁止法が定められていることに鑑み、事業法においては、通信市場における特性の一つであるボトルネック性に着目した規制内容を整備することが必要と考えます。</p>
第1章 ネットワークの 中立性 に関する基本 的視点	<p>3. 検討に際しての基本的 視点</p> <p>(2)インターネットと次世代 ネットワークの関係</p>	<p>報告書案においては、インターネット及びNTT東西の次世代ネットワーク(NGN)のみを意識した記述がなされており、競争事業者のNGNがNTT東西のNGNと相互接続された形態について、明確な言及がなされていません。従って、報告書案P6の「(2)インターネットと次世代ネットワークの関係」の第2段落以降のインターネットと次世代ネットワークの関連の記述の脚注に、次の記述を追記するとともに、P7に下図のとおり、イメージ図を追記することを要望します。</p> <p>【追記案】</p> <p><u>「インターネットにおいては、その構成要素である各ネットワークが単体でDiffservやセッション制御等のQoS確保の仕組みを備えている場合もあるが、これらのネットワークの相互接続部分においては、エンドエンドでの一体的なQoS確保を行う仕組みが確立されていない。」</u></p>
第3章 ネットワークの 利用の 公平性	<p>2. 次世代ネットワークに係 る接続ルールの在り方</p> <p>(1)次世代ネットワークに係 る接続ルールの検討</p> <p>(2)接続ルールの検討に際 しての基本的視点</p>	<p><u>「次世代ネットワークにおいても、エンドエンドでのQoS確保(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)やセキュリティ確保(認証、暗号化等)が重要であることから、単一の通信事業者の次世代ネットワーク網について議論するだけでなく、各通信事業者の次世代ネットワークが相互接続されている状態で、QoS及びセキュリティ確保を行う仕組みについても議論する必要がある。」</u></p>

章	具体的内容
<p>2 - 1) オープン化の対象範囲</p>	<p>次世代ネットワークのイメージ図</p> <p>The diagram illustrates the architecture of a Next-Generation Network (NGN). At the top, the '海外インターネット' (Overseas Internet) is connected to three ISPs: ISP A, ISP B, and ISP C. ISP A and ISP B are connected via 'ピアリング' (peering), while ISP B and ISP C are connected via 'トランジット' (transit). Below the ISPs are two carriers, '次世代ネットワーク X' (Next-Generation Network X) and '次世代ネットワーク Y' (Next-Generation Network Y), which are interconnected through 'キャリア間で・アドミッションコントロール・QoS・セキュリティ、認証の相互接続' (inter-carrier mutual connection for admission control, QoS, security, and authentication). Both carriers connect to an 'OLT' (Optical Line Terminal) labeled 'NTT' via 'R' (router) components. The OLT is connected to a 'スプリッタ' (splitter) that distributes the signal to multiple users (represented by people at computers). Two callouts describe carrier-based services: 'キャリアによる・アドミッションコントロール・QoS・セキュリティ、認証' (carrier-based admission control, QoS, security, and authentication).</p>

章	具体的内容
	<p>また、同様の趣旨で、報告書案P33の第2段落の記述を次のとおり、修正することを要望します。</p> <p>【原案】</p> <p>「NTT東西の構築する次世代ネットワークに関する接続ルールを整備することにより、当該ネットワークに他の競争事業者のIP網が接続する際、(中略)NTT東西の次世代ネットワークと競争事業者のIP網との相互接続性が確保されることにより、各事業者のIP網の連携による多様なサービス展開が可能になることが期待される。」</p> <p>【修正案】</p> <p>「NTT東西の構築する次世代ネットワークに関する接続ルールを整備することにより、当該ネットワークに他の競争事業者の次世代ネットワークを含むIP網が接続する際、(中略)NTT東西の次世代ネットワークと競争事業者の次世代ネットワークを含むIP網とのエンドエンドでのQoS確保(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)やセキュリティ確保(認証、暗号化等)を含めた相互接続性が確保されることにより、各事業者のIP網の連携による多様なサービス展開が可能になることが期待される。」</p> <p>加えて、報告書案P34の「2-1)オープン化の対象範囲」の第2段落の記述を次のとおり修正することを要望します。</p> <p>【原案】</p> <p>「他方、レガシー網では(中略)各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることにより、設備非保有の事業者がレイヤー2接続を含め次世代ネットワークの機能のうち必要とする部分だけを利用し(中略)新事業を創出することが可能になることが期待される。」</p>

章		具体的内容
		<p>【修正案】</p> <p>「他方、レガシー網では(中略)各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることにより、競争事業者がレイヤー2接続やQoS確保(アドミッションコントロール、優先制御、帯域制御等)やセキュリティ確保(認証、暗号化等)等を含め次世代ネットワークの機能のうち必要とする部分だけを利用し(中略)新事業を創出することが可能になることが期待される。」</p>
第1章 ネットワークの 中立性 に関する基本 的視点	<p>4. 諸外国におけるネットワークの中立性を巡る議論</p> <p>(4) 我が国における議論との比較</p>	<p>日本におけるブロードバンドの進展は、ADSL市場の徹底的な設備開放施策等、事業者間の接続ルールの整備に基づく競争環境の整備によって実現されたことは疑いようもありません。</p> <p>他方、FTTH市場においては、設備の貸し出し条件自体が競争阻害性を有するといったADSL市場との決定的な差異をはじめとして、NTT加入電話の顧客情報を用いた営業面での優位性等、固定電話市場からの市場支配力濫用の懸念やNTTグループの共同的な市場支配力等の存在も相まって、NTTの独占化が進展しています。</p> <p>この結果、日本のブロードバンド市場において、ADSL市場における競争がもたらした発展傾向が縮退する方向に向かっていることは否定し難い事実です。</p> <p>従って、日本の市場特性である“ボトルネック設備を有するNTT東西の市場支配力の存在”を踏まえた競争ルールの策定、すなわち、ボトルネック設備を有する事業者の市場支配力に対する必要十分な規制を行い、公正有効競争が可能な環境を生み出すことが重要です。</p> <p>具体的には、当該ボトルネック設備の実効的な開放の実現は勿論のこと、独占市場における市場支配力の濫用やNTTグループの共同的・一体的営業等を禁止することが必要です。</p>
第2章 ネットワークの コスト	<p>3. ネットワークのコスト負担の公平性に係る検討課題</p> <p>(1) スケーラブルなネットワ</p>	<p>P2Pに代表されるトラフィックフローの多様化により、トラフィック総量をもとに、通信事業者がネットワークを構築するという単純な構図ではなくなりつつあります。ネットワーク上のスケーラビリティの確保に関しては、トラフィックの急増傾向への対処という視点に加えて、具体的にどのような経路をトラフィックが通っているのかといったトラフ</p>

章		具体的内容
スト負担 の公平 性	ーク構築の必要性 2) ネットワークのスケラビ リティの確保の必要性 3) P2Pの積極活用によるネ ットワーク混雑の解消の必 要性	<p>ィックフローに着目した視点が必要であると考えます。</p> <p>また、ネットワークのスケラビリティ確保の観点では、今後、P2Pの実証実験等を通じて、その効用に係る十分な周知を行い、当該技術に係る社会合意を形成していくことが必要であると考えます。</p> <p>なお、P2Pによる配信効率化に関しては、ネットワーク全体でのトラフィックが最適化できるよう、配信事業者と通信事業者双方が協力し、ネットワークポロジとトラフィックフローに即した環境構築等を行っていくことが重要です。</p> <p>以上を踏まえ、報告書案P21の最終段落に続けて、次のように追記することを要望します。</p> <p>【追記案】</p> <p><u>「なお、ネットワーク上のスケラビリティの確保に関しては、トラフィックの急増傾向への対処という視点に加えて、具体的にどのような経路をトラフィックが通っているのかといったトラフィックフローに着目した視点が必要である。従って、P2Pによる配信効率化に関しては、ネットワーク全体でのトラフィックが最適化できるよう、配信事業者と通信事業者双方が協力し、ネットワークポロジとトラフィックフローに即した環境構築等を行っていくことが重要である。」</u></p>
	3. ネットワークのコスト負担 の公平性に係る検討課題 (2) 帯域制御 (packet shaping)の在り方 3) 帯域制御に関する基本 的視点	<p>帯域制御(packet shaping)については、各アプリケーションの特性に応じた制御を行うことにより、ネットワーク全体での利用効率が向上し、最終的にユーザへの提供料金の低廉化やアプリケーション品質の向上が図られるのであれば、非常に有用であると考えます。なお、帯域制御に係る基準の設定にあたっては、間接接続されたコンテンツプロバイダーも含めた利用の公平性確保を十分に考慮する必要があるものと考えます。</p> <p>個別のトラフィックパターンの解析については、各事業者に個別案件毎の判断を委ねるのでなく、「通信の秘密」</p>

章	具体的内容
<p>4) 帯域制御に関する政策対応の方向性</p>	<p>の確保との関係において、基準の明確化と社会合意の形成が必要であると考えます。</p> <p>また、IP化の進展に伴い、従来想定されていなかった競争阻害的な帯域制御が行われる可能性があることから、NGNとインターネットの双方の環境下において、不当な差別的取扱いに該当する行為を明確化することが必要です。</p> <p>一例として、NTT東西のNGNにおけるサービス付与機能にて実現されるQoSやセキュリティ確保の仕組みについて、特定の事業者に有利又は不利な取扱いがなされる等の競争制限的・競争阻害的行為を厳格に禁止すべきと考えます。</p> <p>従って、報告書案P26「4) 帯域制御に関する政策対応の方向性」の第1段落に続けて、次のように追記することを要望します。</p> <p>【追記案】</p> <p><u>「IP化の進展に伴い、従来想定されていなかった競争阻害的な帯域制御が行われる可能性があることから、次世代ネットワークとインターネットの双方の環境下において、不当な差別的取扱いに該当する行為を明確化することが必要である。一例として、NTT東西の次世代ネットワークにおけるサービス付与機能にて実現されるQoSやセキュリティ確保の仕組みについて、特定事業者に有利又は不利な取扱いがなされる等の競争制限的・競争阻害的行為を厳格に禁止することが必要である。」</u></p>
<p>3. ネットワークのコスト負担の公平性に係る検討課題</p> <p>(2) 帯域制御(packet shaping)の在り方</p> <p>3) 帯域制御に関する基本</p>	<p>帯域制御については、常に、設備容量が実トラフィックを上回るよう設備増強を行っているISP等も存在するのが実態ですが、報告書案においては、ISP等が帯域制御を行っている前提での記載となっています。</p> <p>従って、報告書案P25「3) 帯域制御に関する基本的視点」の第4段落に続けて、次のように追記することを要望します。</p>

章		具体的内容
	的視点	<p>【追記案】</p> <p><u>「このように帯域制御を行っているISP等が存在する一方、設備容量が実トラフィックを常に上回るよう設備増強を行っているISP等も存在する。」</u></p>
	<p>3. ネットワークのコスト負担の公平性に係る検討課題</p> <p>(2) 帯域制御(packet shaping)の在り方</p> <p>4-1) 帯域制御に関するガイドラインの策定</p>	<p>帯域制御のガイドラインを策定することには賛同しますが、前述の「利用の公平」や「通信の秘密」等の観点を踏まえ、策定にあたり、十分な議論が必要であると考えます。</p> <p>また、本来、設備増強によって対応すべきところを、安易に帯域制御を行うといった行為を抑止するための措置が必要と考えます。従って、報告書案P27の第5段落の記述を、次のように修正することを要望します。</p> <p>【原案】</p> <p>「こうした状況に鑑み、ISP等のパフォーマンスについて一定の監査(audit)を行う制度を設け、一定の基準を満足するISP等についてはこれを認定する仕組みを設けることも検討に値する。(中略)ただし、(中略)市場実態を十分踏まえることが求められる。」</p> <p>【修正案】</p> <p>「こうした状況に鑑み、ISP等のパフォーマンスについて一定の監査(audit)を行う制度を設け、一定の基準を満足するISP等についてはこれを認定する仕組みを設けることも検討に値する。<u>なお、ISP等のパフォーマンスに対する監査を行うにあたっては、帯域制御の運用方針だけでなく、設備増強方針についても監査対象とすることが必要である。</u>(中略)ただし、(中略)市場実態を十分踏まえることが求められる。」</p>
	3. ネットワークのコスト負担の公平性に係る検討課題	<p>総務省によるトラフィック把握の取組については有効であると考えますが、その場合、トラフィックの総量の把握だ</p>

章		具体的内容
	( 2 ) 帯域制御 (packet shaping)の在り方 4 - 3)トラフィック把握の精緻化に向けた取組	けでなく、トラフィックフローの把握という視点が必要であると考えます。
第 3 章 ネットワ ークの 利用の 公平性	1. ネットワークの利用の公平性を確保するための基本的視点  3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方	<p>前述のとおり、原則、ドミナンス性に対しては独占禁止法、ボトルネック性に対しては事業法にて対応することを基本とすべきであり、競争ルールの在り方の検討においては、ボトルネック設備の開放という前提条件を確保することが不可欠です。</p> <p>一方、報告書案においては、「ドミナント(性)」と「ボトルネック(性)」という用語の使用が混乱しており、このままでは、競争ルールの検討する上で極めて重大な「ボトルネック(性)」という特性自体が軽視あるいは見落とされ、あるべき競争ルールの在り方を検討する上で、方向性を見誤る懸念が存在します。</p> <p>そもそも、現行の第一種指定電気通信設備制度については、「ドミナント性」への規制ではなく、「ボトルネック性」への規制をベースとした制度となっていることから、報告書案における「ドミナント規制(指定電気通信設備制度)」については、「<u>指定電気通信設備制度</u>」へ記載を修正すべきと考えます。</p> <p>あわせて、報告書案にて、「ボトルネック(性)」を意図する箇所として、「ドミナント規制」、「ドミナント事業者」等の用語が用いられている箇所については、「<u>ボトルネック規制</u>」、「<u>ボトルネック設備を保有する事業者</u>」等に記載を修正すべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、別添2のとおり、目次、第3章及び補論における報告書案の修正案を提示します。</p> <p>別添2については、本指摘事項に特化した用語の書換えのみを意図したものであり、他の弊社意見箇所については、別添2への反映を行っていません。</p>

章	具体的内容
<p>1. ネットワークの利用の公平性を確保するための基本的視点</p>	<p>ボトルネック設備を保有しているNTT東西のNGNについては、ブロードバンド市場の発展の鍵となる存在であることから、当該ネットワークを巡るあらゆる競争制限的・競争阻害的要因を排除することが、最重要課題の一つであると考えます。</p> <p>仮に、NTT東西のNGNが、競争事業者のビジネスを阻害する形で、構築及び運用された場合、日本のブロードバンド市場における競争環境に大きな歪みが生じ、市場の発展は望むべくもありません。</p> <p>NTT東西のNGNにおける競争制限的・競争阻害的要因の排除のためには、第一に、OSU共用等のアクセス網の徹底した開放、相互接続点の多様化といった徹底的なオープン化の推進を行い、競争事業者において柔軟なビジネス展開を可能とする環境整備が必要です。</p> <p>ボトルネック設備との接続の促進は、当該設備を保有する事業者の適正な利潤を損なうものでなく、寧ろ、ボトルネック設備の稼働率向上に資するものです。仮に、適正範囲を超えて利潤を得る、あるいは接続の制限により排他的独占の利潤を得る等、ボトルネック設備を保有する事業者が、略奪的収奪の機会を得ることがあるとすれば、これは決して認められるものではありません。</p> <p>従って、報告書案P31の最終段落の記述を、次のように修正することを要望します。</p> <p>【原案】</p> <p>「このため、ネットワークの利用の公平性を確保するための競争ルールの在り方に関しては、(中略)ボトルネック設備を保有しているドミナント事業者の設備投資意欲を抑制することを避け、適正な利潤を当該事業者が獲得できることが検討の前提として求められる。」</p> <p>【修正案】</p> <p>「このため、ネットワークの利用の公平性を確保するための競争ルールの在り方に関しては、(中略)ボトルネック設備を保有している事業者の設備投資意欲を抑制することを避け、適正な利潤を当該事業者が獲得</p>

章	具体的内容
	<p>できること、及び当該事業者の設備との接続によるサービス競争が確保されることが検討の前提として求められる。」</p> <p>加えて、独占市場における市場支配力を梃子にした市場支配力の濫用が行われないう、早急に禁止行為を明確化するとともに、NTTグループに係る規制措置の抜本的見直し議論を早急に開始し、NTT東西のボトルネック設備(アクセス回線網)の構造的分離を実現することが必要不可欠であると考えます。</p> <p>【独占市場における市場支配力を梃子とした市場支配力の濫用の一例(イメージ図)】</p>
<p>2. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方 (1) 次世代ネットワークに係る接続ルールの検討</p>	<p>NTT東西のNGNについては今年度中の商用サービス開始が計画されている一方、接続事業者等への十分な情報開示が行われておらず、当初予定より大きく遅れた現時点においても、NGNの接続ルールの検討が開始されていない状況にあります。</p> <p>このまま接続ルールの詳細検討がなされない状況が継続し、NTT東西のNGNの詳細仕様等が確定された場合には、接続事業者に不利益を及ぼす接続条件が既成事実化し、商用サービス開始時点において、OSU共用がなされない等、競争事業者を排除する形で、ボトルネック性を有するNTT東西に有利なビジネス展開が行われる</p>

章		具体的内容
		<p>という大きな危惧が存在します。</p> <p>従って、NTT東西による早期の情報開示を要望すると共に、NGNの接続ルールに関する議論については、総務省においてもNTT東西の動向注視という受身的スタンスでなく、検討フェーズへの移行を積極的に推進頂くことを強く要望します。</p> <p>以上を踏まえ、報告書案P33の第1段落の記述を次のとおり、修正することを要望します。</p> <p>【原案】</p> <p>「さらに、アクセス網においてNTT東西のシェアが依然として9割を超えている状況に鑑みれば、(中略)次世代ネットワークとインターネットが並存する環境を確保するためには、次世代ネットワークに関する接続ルールの在り方について検討が必要である。」</p> <p>【修正案】</p> <p>「さらに、アクセス網においてNTT東西のシェアが依然として9割を超えている状況に鑑みれば、(中略)次世代ネットワークとインターネットが並存する環境を確保するためには、次世代ネットワークに関する接続ルールの在り方、特にOSU共用等の実現を検討することが必要である。」</p> <p>なお、IP化の進展に伴うアクセス網の重要性の観点から、OSUの共用は、既存の地域IP網、NGNの双方において実現されることが必須となります。</p>
	<p>2. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方</p> <p>(2) 接続ルールの検討に際しての基本的視点</p>	<p>NGNにおいては、一つの設備が複数の機能を持ち得る等、設備と機能が必ずしも1対1の関係性を持つとは限らないことから、機能面に着目したアンバンドルが必要であるとの認識に賛同します。しかしながら、「市場実態に即した接続ルールの有効性」を確保するという目的のためには、機能面のアンバンドル単位をある程度大括りに留めるべきといった方向性を現時点で決め打ちすることは早計であり、NTT東西によるNGNの詳細情報が開示</p>

章	具体的内容
<p>2 - 1) オープン化の対象範囲</p>	<p>された後、接続事業者のニーズに基づき、その単位を設定すべきと考えます。</p> <p>なお、既に弊社を含む複数の接続事業者が、NTT東西のNGNにおけるOSU共用による接続を要望しているところであり、前述のように、OSU共用がなされない等、接続事業者に不利益を及ぼす接続条件が既成事実化した場合には、競争事業者のビジネスが実質不可能となることが想定されます。</p> <p>以上のことから、報告書案において、NTT東西のNGNのアンバンドル単位を“大括りに留める”とすることは認められません。</p> <p>従って、報告書案 P34「2 - 1) オープン化の対象範囲」の第1段落における記載を、次のように修正することを要望します。</p> <p>【原案】</p> <p>「第一に、オープン化の対象範囲(オープン化の単位)について明確化が必要である。次世代ネットワークにおいては、(中略)機能面に着目したアンバンドルが必要となる。その際、従来の回線交換網のような細目にわたるアンバンドル化とは異なり、ある程度大括りでのアンバンドルに留めることにより、市場実態に即した接続ルールの有効性を確保することが可能となる。」</p> <p>【修正案】</p> <p>「第一に、オープン化の対象範囲(オープン化の単位)について明確化が必要である。次世代ネットワークにおいては、(中略)機能面に着目したアンバンドルが必要となる。その際、<u>市場実態に則した接続ルールの有効性を確保するため、接続事業者の要請も踏まえ、アンバンドル単位を設定することが必要である。</u>」</p>
<p>2. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方 (2) 接続ルールの検討に際</p>	<p>映像配信プラットフォームのオープン化においては、事業者がサービス提供を円滑に行えるような接続ルール策定が必要になるものと考えます。例えばIPマルチキャストについては、当該方式を利用するにあたってのグループ数等のリソースに対する設備要件が特に厳しいため、アクセス設備を共用する事業者間では、IPマルチキャスト</p>

章		具体的内容
	<p>しての基本的視点</p> <p>2 - 1) オープン化の対象範囲</p>	<p>トに係る設備も共用可能とするルールが必要であると考えます。</p> <p>従って、報告書案P34「2 - 1) オープン化の対象範囲」の第2段落に続けて、以下の記述を追記することを要望します。</p> <p>【追記案】</p> <p>「また、映像配信プラットフォームのオープン化においては、例えば、IPマルチキャストについては、当該方式を利用するにあたってのグループ数等のリソースに対する設備要件が特に厳しいため、アクセス設備を共用する事業者間では、IPマルチキャストに係る設備も共用可能とする等の接続ルールをあわせて検討する必要がある。」</p>
	<p>2 . 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方</p> <p>(2) 接続ルールの検討に際しての基本的視点</p> <p>2 - 2) 接続料の算定方法</p>	<p>前述のとおり、NTT東西のNGNに係る情報開示が行われないことにより、接続料の議論も実施できない状況にあることから、至急、NTT東西に必要な情報を開示させ、具体的議論を開始することが必要です。</p> <p>なお、接続料の算定の在り方については、既存のネットワークにおける接続料に求められるのと同様、算定方法の透明性や適正性を確保する視点が重要であることは改めて指摘するまでもありません。</p>
	<p>2 . 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方</p> <p>(2) 接続ルールの検討に際しての基本的視点</p> <p>2 - 3) 接続に要する期間</p>	<p>時期の同等性については、単に接続に要する期間の同等性担保という視点のみでは不十分です。現状では、NTT東西が有するボトルネック設備の開放や各種情報の開示等が不十分なことから、一般的に、新規サービス導入に係る準備期間等のリードタイムをはじめとして、接続事業者はNTT東西と比較し不利な立場になります。よって、あらゆる面での時期の同等性が担保されるようルール化が行われるべきです。</p> <p>従って、報告書案における「接続に要する期間」については、「サービス導入や接続等に要する期間」との記載に修正し、全般的な時期の同等性の必要性を示すべきと考えます。</p>

章	具体的内容
<p>2. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方 (2) 接続ルールの検討に際しての基本的視点 2 - 4) その他検討が求められる事項</p>	<p>「(a) 映像配信プラットフォームのオープン化」に関しては、ボトルネック性を有するNTT東西のプラットフォーム機能のオープン化という観点が必要であることは勿論のこと、それに加え、NTT東西がその市場支配力を濫用することで、特定のコンテンツを独占的に配信する等の行為にも注視が必要です。</p> <p>特に、上位レイヤーにおいて競争優位性を有するコンテンツ等との結びつきにより、NTT東西が、より強固な市場支配力を獲得し、通信レイヤー及び上位レイヤー双方の事業者のビジネスを著しく阻害するといった競争阻害的行為を厳格に禁止することが必要です。</p>
<p>2. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方 (2) 接続ルールの検討に際しての基本的視点 2 - 4) その他検討が求められる事項</p>	<p>「(b) 固定通信網と移動通信網の円滑な連携」に関しては、固定・移動の枠を超えた多様なネットワーク接続が可能となる環境下において、なし崩し的に、NTT東西が本来の業務範囲を超えて、広範な事業領域への進出が可能となるようなことは許容されるべきではありません。寧ろ、IP化といった要素を踏まえ、これまで以上に、NTT東西の業務範囲を厳格に規定し、活用業務認可の審査をすべきと考えます。</p> <p>なお、NTT東西の業務範囲に関連して、NTT東西は中期経営戦略等に基づき、固定電話網からIP電話網、メタルアクセスから光アクセスへの移行等を通じ、主要サービスのIP化を図っているところですが、NTT東西が、活用業務制度を利用しIPサービスを主要業務として営むことは、「日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。)」第1条第2項に定める地域電気通信事業を営むという本来の目的との齟齬をきたし、NTT東西の業務範囲規制自体が機能しなくなることを意味します。</p> <p>そもそも、活用業務は地域電気通信業務等の余剰資源をもって営まれるべきものであり、IP電話サービスやIPサービス等を活用業務制度により、主要業務として提供することは活用業務制度を脱法的に利用しているものと言わざるを得ません。</p> <p>このように、現状ではNTT東西の業務範囲規制が有名無実化されることに加え、NTT東西の実質的な一体化が進行しており、もともと不十分であった「日本電信電話株式会社の移動体事業の分離」及び「日本電信電話株式</p>

章		具体的内容
		<p>会社の再編成」(以下、「NTT再編成」という。)の趣旨すら没却されているものと考えます。</p> <p>従って、FMCサービスやNGNに基づくIPサービスが主要サービスとなるIP時代に向けた公正競争環境の確保及び競争の促進のためには、NTT東西のボトルネック設備(アクセス回線網)の構造分離又は実質的な機能分離といった措置を講じることが必要不可欠です。</p> <p>NTTの組織問題については、通信・放送の在り方に関する政府与党合意(平成18年6月20日)において、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることになってはいますが、以上のことを踏まえ、本件に係る議論を2010年を待たずに早急に開始すべきと考えます。</p>
	2.次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方 (3) 今後の検討の進め方	IPv4からIPv6への移行等といった環境変化とNTT東西におけるNGNの関係性の検証等を行うためにも、前述のとおり、至急、NTT東西のNGNに関する情報を開示させ、具体的議論を開始することが必要です。
	2.次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方 (4) 市場のモニタリング機能の必要性	競争実態に応じた接続ルールの見直しの観点で、定期的に市場のモニタリングを行うことについては賛同ですが、市場支配力を有する事業者への実効的な規制が課せられているとは言い難い現状の環境下においては、指定電気通信設備の範囲を緩和するといった措置を取ることは有り得ません。寧ろ、競争制限的・競争阻害的な疑いのある要素を特定し、指定電気通信設備の範囲を追加する視点で見直しを行うことが必要です。
	2.次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方 (5) その他の検討すべき事項	<p>NTT東西のNGNの活用業務認可については、様々なサービスが同一のネットワークで提供され、かつそれら複数のサービスが段階的に提供されることが想定されること等から、NGN全体での包括認可を行うことは適当でなく、個別のサービス毎の認可申請とすべきと考えます。</p> <p>また、個別サービス毎の認可審査の際に、NGN全体での公正競争を確保するために必要な措置についても逐次検討を行う必要があると考えます。</p> <p>接続会計制度については、NGN内部の機能分離を接続会計(特に設備管理部門会計)に反映させる方向で検</p>

章		具体的内容
		<p>討を行うことに賛同します。その場合、接続料の適正な算定と会計上の透明性確保の観点において、NTT東西に対しては、会計上の分計を可能な限り細分化させるとともに、その開示を義務付ける必要があるものと考えます。</p> <p>なお、健全な電気通信事業の発展を引き続き図るべく、このような接続会計制度の見直しを踏まえた上で、今後長期に渡って利用されるNTT東西のNGNに係る接続料の低廉性を確保することも必要であると考えます。特に、NGNにおける新規設備の投入を理由に接続料を上昇させることは認められるものではないと考えます。</p>
	<p>3.ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p> <p>(1)IP化の進展に伴うドミナント規制(指定電気通信設備制度)の見直しの必要性</p>	<p>通信レイヤーにおける公正有効競争の意義がさらに強まることや、現に、通信レイヤーにおける競争環境整備の観点で、ボトルネック性に起因する市場支配力等を有する事業者に対する実効性のある規制が課せられているとは言い難い実情を踏まえれば、見直しの際、現行の規制を安易に緩和するのではなく、当該事業者に対する規制を強化し、公正有効競争をさらに促進するという視点が不可欠であると考えます。</p>
	<p>3.ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p> <p>(1)IP化の進展に伴うドミナント規制(指定電気通信設備制度)の見直しの必要性</p> <p>2)体系的な制度整備の必要性</p>	<p>IP化の進展に伴い、NTTグループの連携が強まりつつある環境下においては、市場支配力を有する事業者によるグループドミナンスへの規制をより強固にすることが必要です。</p> <p>従って、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者を起点として、これと資本関係を有するその他の事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止するための規律については、事業法第30条(禁止行為)第3項等の現行規定を維持した上で、NTT法等にも依拠した規定も加えた枠組みを整備することにより、NTTドコモやNTTの子会社も対象とした、より広範な規制とすることが必要と考えます。</p> <p>それにより、現状、禁止行為規定の適用を受けていないNTTの子会社を通じた不当な優先的取扱い等の法の抜け道を利用するような行為を厳格に規制することが可能となります。</p>
	<p>3.ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p>	<p>NTT東西の有する加入者回線とそれと一体として設置される設備への規制(網開放義務等)の存在なくして、接続事業者が事業を行うことは実質不可能であり、これらアクセス網におけるボトルネック性の存在は検証するまで</p>

章	具体的内容
<p>(1)IP化の進展に伴うドミナント規制(指定電気通信設備制度)の見直しの必要性</p> <p>3)IP化の進展に対応した見直しの必要性</p>	<p>もなく明らかです。</p> <p>現行、事業法第33条第1項における第一種指定電気通信設備の定義については、「その一端が利用者の電気通信設備(中略)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、(中略)当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体」とされています。また、指定の目的としては、「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。」とされています。</p> <p>すなわち、公正競争を通じ電気通信の総合的かつ合理的な発展を図るためには、加入者回線とそれと一体として設置される設備の総体が機能的に開放されることが必要との認識の下、現行の法規定がなされているところであり、これらの基本的理念を今後も継続する必要があると考えます。</p> <p>また、様々なサービスが同一ネットワーク上で提供されるIP化時代においては、ボトルネック性を有する加入者回線とそれと一体で設置される設備に対する規制の重要性がより一層増すことは確実であり、この点からも、現行法規の基本的理念を継続し、これらの設備に関する規制維持が必要となります。</p> <p>従って、加入者回線と一体として設置される設備であるNTT東西のOLTに関しては、引き続き規制対象として維持することは勿論のこと、FTTHの設備開放(8分岐毎の貸し出し単位)に基づく接続ルールにおける構造的な競争阻害要因への実効的対処のため、既存の地域IP網及びNTT東西のNGN双方において、1分岐単位の接続を可能とする接続ルールを整備することが、喫緊の課題です。</p> <p>なお、前述のFTTH市場における「構造的な競争阻害要因」とは、FTTHの狭い光配線区域のもと、設備開放単位が8分岐毎であるという接続の在り方、すなわち、設備稼働率がサービス提供コストに大きく影響する設備開放ルールそのものを意味しており、この設備開放ルールの下、複数の事業者が競争を行うという環境下では、接続</p>

章		具体的内容
		<p>事業者は設備稼働率の向上を見込むことが困難となっています。</p> <p>その結果、接続事業者は、NTT東西の提供コストとの格差が存在する中、競争的な料金設定等NTT東西との対等な競争を行うことが不可能となっており、現状は、様々なプレイヤーによる市場への活発な参入が抑制されていると言わざるを得ません。</p> <p>以上のことは、単に接続事業者の営業努力によって解消可能な問題ではなく、独占分野にある固定電話の顧客及びその情報を有するNTT東西と競争事業者の営業条件における非対称性にも起因しており、このような競争制限性が著しく高い市場においては、消費者利益の最大化が図られるはずがありません。</p> <p>本件の詳細については、「新しい競争ルールの在り方に関する作業部会」第5回ヒアリング 追加説明用資料 (<a href="http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/network_churitsu/pdf/wg1_070525_2_si5-3.pdf">http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/network_churitsu/pdf/wg1_070525_2_si5-3.pdf</a>) を参照願います。</p>
	3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方 (2) 電気通信事業法と独占禁止法の関係	<p>独占禁止法と電気通信事業法の関係に留意し、有機的な連携を図ることは適切と考えますが、電気通信市場の特性(アクセス網部分においてボトルネック性が存在すること、ボトルネック設備を保有している事業者とそうでない事業者との間の情報の非対称性が競争阻害的要素として機能する可能性があること、ネットワーク設備部門において寡占性の強い市場であること等)を踏まえれば、市場支配力の濫用を防止するため、必要な事前規制を課すという電気通信事業法の役割は非常に大きいものと考えます。</p> <p>従って、ボトルネック性を初めとした市場支配力の存在を事前に可能な範囲で明らかにし、それらに対し、各種規制をあらかじめ課すことが競争環境整備のためには最も重要であると考えます。</p>
	3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方 (3) 市場支配力の認定の基	<p>「市場統合等の市場構造変化が進展する中、電気通信分野の市場特性に着目した現行制度の基本的な枠組みを維持しつつ、その枠組みをベースに客観的な基準に基づく機動的な市場画定と、これを基にした市場支配力の</p>

章	具体的内容
<p>本的思考方</p> <p>1) 基本的視点</p>	<p>認定を行うことを可能とする仕組みに移行することを基本とすることが適当である。」との考えに賛同します。</p> <p>また、「ボトルネック性」については、自由競争によって勝ち得た結果として生じる市場支配力とは一線を画す特性です。これは、電気通信市場において極めて決定的な特性であり、他の市場支配力規制の存在をもって、ボトルネック規制(網開放義務等)を不要とすることは誤りであると考えます。</p> <p>従って、市場支配力の認定における類型として、ボトルネック設備を保有していると認められる場合を明確に分類する考え方に賛同します。</p> <p>加えて、「ボトルネック性」以外で、電気通信市場の特性上、市場支配力の強化に繋がり得る競争優位性を有することが明らかな他の要素(例えば、ブランド、購買力・調達力、既存サービスの顧客基盤等)についても、事前規制の根拠の一部として定義することを検討すべきと考えます。</p> <p>一例として、NTTのブランドについては、以下に挙げるような、純粋なサービス競争によって勝ち得た価値とは性格を異にする、他社が追随できない特異な要素を有しているため、それ単独で競争優位性を持つものと考えます。</p> <p style="padding-left: 40px;">公社時代から引き継がれた企業イメージ(全国的サービス展開に伴う認知度の高さ、古くからサービス提供を行っていることに伴う安心・安定的といったイメージ)</p> <p style="padding-left: 40px;">ユニバーサルサービス提供に伴う公共性の高い企業(サービス)イメージ</p> <p>なお、英国においては市場支配的事業者であるBTのアクセス部門を機能分離した際、「BT」のブランド力の大きさを考慮し、アクセス部門に対し別ブランド(“Openreach”)の使用を義務付けたという事実があり、日本においても既存事業者のブランド力の影響を十分に認識した上で、共通ブランドの使用禁止等、必要な措置を早急に講じるべきと考えます。</p>

章	具体的内容
<p>3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p> <p>(3) 市場支配力の認定の基本的考え方</p> <p>2) 市場支配力の認定基準の在り方</p>	<p>ボトルネック性を判断する固定通信市場における市場支配力の認定基準について、「通信レイヤーにおけるボトルネック性の認定において、加入者回線シェアを用いる現行の仕組みは基準として明確」との視点から、当面、これを維持することが適当とする点に賛同します。</p> <p>他方、ボトルネック性はないものの周波数の有限希少性を背景として市場支配力を認定する場合等において、競争評価の結果を補完的に活用することについては、現行の競争評価制度が、規制と直結させる前提で制度設計がなされていない点を踏まえ、事前に手法の精緻化が図られるとともに、関係者により評価結果の活用に関するコンセンサスが得られることが条件になるものと考えます。</p> <p>従って、報告書案P46の「2) 市場支配力の認定基準の在り方」の最終段落に続けて、以下の内容を追記することを要望します。</p> <p>【追記案】</p> <p>「なお、競争評価の規制への活用については、当該制度の精緻化を行った上で、最終的な方向性を明確化する必要がある。」</p> <p>また、NTTグループ各社と競争事業者間の公正有効競争環境の確保という観点においては、こうした市場支配力認定の枠組とは別に、NTT再編の趣旨等も踏まえたNTTグループへの規制整備という個別の視点も必要になるものと考えます。</p>
<p>3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p> <p>(4) 複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り</p>	<p>市場支配力を有する事業者及びこれと資本関係を有する者との共同的な市場支配力の濫用を防止するための公正競争確保の仕組みを確立することとし、所要の制度整備を図ることについて賛同します。</p> <p>但し、本件については、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について- 新競争促進プログラム2010 - (2006年9月)」(<a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060915_5_4.pdf">http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060915_5_4.pdf</a>)の中でも、「(a)NTT東西とNTTドコ</p>

章	具体的内容
方 1) 基本的考え方	<p>モノの連携」、「(b)NTT東西とその子会社等の連携」、「(c)その他のNTTグループ内の連携」という3つの項目について、競争政策の観点から検討を行うことが問題認識されていながら、現時点においても制度への具体的な組込みについての検討がなされておらず、大きな進捗が見られません。</p> <p>従って、NTTグループの共同営業等、「ヒト・モノ・カネ」の連携強化の進展度合いを踏まえれば、本件の制度整備について、可及的速やかに具体的検討フェーズへの移行を図ることが必要であると考えます。</p> <p>例えば、NTT東西とNTTドコモの連携については、水平的な市場支配力の濫用防止の観点で、共同営業等を厳格に禁止すべきであり、ガイドラインの整備等による所要の措置を行うことが必要です。本件については、「2) 水平的な市場支配力の濫用防止」にて詳述します。</p> <p>また、NTT東西とその子会社の連携については、相当規模(電気通信事業における営業費用の約3割)に及ぶNTT東西と子会社との取引に関し、その全ての内容の公表を義務付ける必要があると考えます。取引内容の透明性が確保されない場合、アウトソーシング費用引き下げのインセンティブが働きにくく、結果的に、接続料の低廉化の阻害要因になるといったことが考えられ、競争事業者への影響も無視できないものとなります。</p> <p>加えて、NTT東西には特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的、又は不利な取扱いを行うことが禁止されている一方、その子会社には当該規制は及ばない状況にあることから、子会社の販売店や代理店がグループ商品(OCN等)を優先的に取り扱う、あるいは、NTT東西の顧客情報を活用する等により、グループ商品のセット販売を行うといった不当な形での顧客の囲い込み行為を防止する必要があると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、事業法第30条(禁止行為)第3項の現行規定も維持した上、NTTドコモや他のNTTグループ会社の禁止行為を類型化の上、具体的に規定するガイドラインや、NTT東西によるアウトソーシング会社や代理店に対する直接的・間接的な指示を禁止するルールの方策を行うとともに、特定関係事業者制度の見直し(適用する</p>

章		具体的内容
		事業者の範囲の拡大)を実施すべきと考えます。
	<p>3.ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p> <p>(4)複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り方</p> <p>2)水平的な市場支配力の濫用防止</p>	<p>通信レイヤーにおける市場統合に伴い、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者による市場支配力の濫用の可能性が高まることから、これまで以上に、市場支配力を有する事業者同士の連携を厳しく規制する必要があります。実際、市場ではBフレッツ販売時のOCN推奨販売や、NTTドコモの専売店におけるBフレッツと携帯電話端末(NTTドコモ契約)のセット販売による割引等が散見されるところです。</p> <p>今後、NTTグループにおける連携の強化がさらに加速し、NGNの構築・運用、FMCサービスの提供が、NTTグループとして実施されることも想定されますが、NTT再編成の趣旨に鑑み、これらに係る共同設備構築・共同営業等は、全て厳格に禁止すべきものと考えます。</p> <p>具体的には、現在、NTT東西の業務範囲規制がNTT法第2条において定められ、NTT東西・NTTドコモが、特定の事業者等を優先的又は不当に取扱うことを禁止する規定が事業法第30条において定められていますが、これらの規定はNTTグループによる一体的共同的事业運営・共同営業を明確に禁止するものではなく、不十分なものとなっています。従って、このような行為を禁止行為として法的に明確にすべく、規定を追加する必要があると考えます。</p> <p>なお、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」では、NTT東西におけるNTTドコモとのFMCサービスに係る排他的な共同営業については禁止とされていますが、これだけでは不十分であり、FMC以外の営業を含む共同営業を禁止すべきことを明確化すべきと考えます。具体的には、以下の措置が必要と考えます。</p> <p style="padding-left: 40px;">NTT東西とNTTドコモ相互間での共同営業については、原則禁止ではなく、例外なく禁止することを「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」に明記すること</p> <p style="padding-left: 40px;">NTTドコモ側が主体となるFMCサービスに係る共同営業に関するガイドライン(電気通信事業法第30条第3</p>

章		具体的内容
		<p>項第2号の禁止行為の具体化を含む)を策定すること</p> <p>FMCサービス以外のNTTグループの共同営業について、詳細なガイドラインを策定すること</p> <p>また、仮にNTT東西がNTTドコモとの一体営業を行う場合については、FMC以外のサービスを含む全ての営業行為について、NTT法第2条第5項に基づき、活用業務の認可申請の手続きが必要となることを担保すべきと考えます。</p>
	<p>3.ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p> <p>(4)複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り方</p> <p>2)水平的な市場支配力の濫用防止</p>	<p>現行の特定関係事業者制度の見直しについては、水平的な市場支配力の濫用防止の観点において、特にNTTドコモを新たに特定関係事業者に指定し、役員兼任の禁止等のファイアウォール規制の厳格化を図ることが必要であると考えます。</p>
	<p>3.ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p> <p>(4)複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り方</p> <p>2)水平的な市場支配力の濫用防止</p>	<p>水平的な市場支配力の検討において、競争評価を参考とすることについては、前述のとおり、競争評価の手法の精緻化と関係者によるコンセンサスが必要であることを踏まえ、報告書案P48の第2段落の記述を次のように修正することを要望します。</p> <p>【原案】</p> <p>「このため、(中略)競争評価による定性的・定量的な分析を参考とすることが望ましい。」</p> <p>【修正案】</p>

章	具体的内容
	<p>「このため、(中略)競争評価による定性的・定量的な分析を参考とすることについて、今後検討を深める必要がある。」</p>
<p>3.ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方 (4)複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り方 3)垂直的な市場支配力の濫用防止</p>	<p>通信レイヤーから上位レイヤーに対する市場支配力の濫用の可能性については、前述のとおり、NTT東西がその市場支配力を濫用し、特定のコンテンツを独占的に配信する等、上位レイヤーに対する不当な影響力の行使を厳格に排除することが必要です。</p> <p>また、通信レイヤーから下位レイヤー等(端末製造、営業委託等)への市場支配力の濫用については、ベンダーへの独自仕様の強要や工事会社の独占的囲い込み等により、ステークホルダーへの不当な影響力の行使を通じ、競争事業者を含む市場全体に不利益を与える行為を規制する等の対処が必要であると考えます。</p> <p>なお、報告書案P49の第2段落にある、通信・放送の融合・連携に関連した法制度の面からの検証に関しては、伝送設備のレイヤーにおいて加入者回線を独占的に保有することに起因して圧倒的な市場支配力を有するNTT東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社については、垂直的な兼営を行うことにより他のレイヤーでも容易に当該市場支配力を及ぼし得るため、「垂直型兼営の一部制限」ではなく、垂直型兼営については禁止すべきです。</p> <p>また、NTTグループ各社については、他のレイヤーにおいて有する市場支配力を梃子に当該レイヤーを超えてレバレッジを働かす可能性があるため、垂直的な兼営の禁止のみならず、従来と同様に放送用の電波の取得はもちろんのこと、放送サービス(特別メディアサービス、一般メディアサービス)に係る参入を行うことを禁止すべきです。さらに、NTTグループ各社及び特別メディア事業者が排他的な提携を行うことも禁止すべきであると考えます。</p> <p>仮に、加入者回線を独占的に保有するNTT東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社と放送事業者が排他的でない形態で提携することにより通信/放送融合サービスを提供する場合であっても、市場に及ぼす影響を考慮し、公正な競争環境を阻害することにならないよう当該提携の是非は慎重に検討がなされ、公正競争確保の</p>

章		具体的内容
		ために必要な条件整備が行われる必要があると考えます。
	3.ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方 (4) 複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り方 4) その他の留意すべき事項	市場支配力を有する事業者及びこれと資本関係を有する者との共同的な市場支配力の濫用については、単に特定関係事業者制度の枠組みの範囲内で対処方法を検討することは不十分であり、より広範な競争ルール全体の枠組みの中で整理を行う必要があります。
	3.ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方 (4) 複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り方 4) その他の留意すべき事項	<p>活用業務認可制度に係る公正競争要件については、営業面でのファイアーウォールや、不当な内部相互補助の防止等、NTTグループの一体的な市場支配力行使や複数の市場における市場支配力の濫用とも密接に関連するものであり、NTTグループにおける禁止行為等の体系的整理において、整合を図るためにも、指定電気通信設備制度の見直しにあわせ、検討を深めるべきと考えます。</p> <p>このことを踏まえ、報告書案P50の最終段落を次のように修正することを要望します。</p> <p>【原案】</p> <p>「なお、活用業務認可制度に係る公正競争要件については、(中略)ドミナント規制の制度見直しに際し、当該制度が直接的な影響を受けるものでは必ずしもないと考えられる。」</p> <p>【修正案】</p>

章		具体的内容
		<p>「なお、活用業務認可制度に係る公正競争要件については、(中略)指定電気通信設備制度の見直しに際し、あわせて、当該制度の検討を行うことが必要である。」</p> <p>また、活用業務に関しては、仮にNTT東西がNTTドコモとの一体営業(FMC以外のサービスを含む全ての営業)を行う場合、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可申請が担保されるべき点については前述のとおりです。</p>
	<p>3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方 (5)ドミナント規制の適用の在り方 1)小売市場と卸市場(事業者間取引市場)との関係の検証</p>	<p>まず、報告書案における「卸市場(事業者間取引市場)」の用語については、相対的な契約のイメージが強く、設備管理部門に着目した指定電気通信設備との接続を想起しにくいことから、「事業者間取引市場(接続市場)」といった用語に修正することが適当と考えます。</p> <p>この点を踏まえ、別添2のとおり、第3章における報告書案の修正案を提示します。</p> <p>別添2については、本指摘事項に特化した用語の書換えのみを意図したものであり、他の弊社意見箇所については、別添2への反映を行っていません。</p> <p>また、設備管理部門に着目した事業者間取引市場と設備利用部門に着目した小売市場の2つの市場について、規制適用の面で区別した考え方を採用することについては検討に値するものと考えます。</p> <p>なお、現行、NTT東西においては、ボトルネック性を有する指定電気通信設備の事業者間取引市場(接続市場)と小売市場の双方において同時にサービスを提供していることとなりますが、そもそも設備管理部門と設備利用部門の機能が仮想的に分離されているだけの組織形態において、両市場におけるサービスの提供が認められていること自体、公正有効競争の観点において、適切性を欠くものです。</p> <p>従って、両市場を別々の市場と捉え、個別に規制の適用を検討する場合においては、まずその前提として、NTT東西のボトルネック設備(アクセス回線網)の構造的分離を実現することが必要不可欠であると考えます。</p>

章		具体的内容
	<p>3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p> <p>(5) ドミナント規制の適用の在り方</p> <p>2) 指定電気通信設備の範囲の柔軟な見直し</p>	<p>前述のとおり、規制範囲の見直しの際には、公正有効競争確保の観点で、厳格に検証を行った上、安易に規制を緩和することなく、競争制限的・競争阻害的な疑いのある要素が存在する場合には、適宜、追加的措置を検討していくという視点を重視すべきと考えます。</p>
	<p>3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p> <p>(6) ドミナント規制の見直しに係る制度整備</p> <p>1) 制度見直しの基本的方向性</p>	<p>報告書案P54における「指定電気通信設備制度の見直しに係る基本的方向性」を示すイメージ図において、「必要に応じて部分市場の画定」とされている部分市場の位置付けと、当該部分市場において市場支配力を有する事業者に課される規制の種別との関係性が不明確であると考えます。</p> <p>部分市場という概念が恣意的に利用され、ボトルネック性を有する市場(の一部)が、ボトルネック規制の対象から外されるといったことは断じて許容されるものではありません。</p> <p>従って、ボトルネック性を有する市場の一部や、当該市場とその他市場の融合的市場が部分市場として画定される場合には、ボトルネック性を有する市場のプレイヤー(NTT東西)に対しては、当然のことながら、ボトルネック規制(網開放義務等の接続規制、行為規制、サービス規制)が従前のとおり課せられるという状況に何ら変わりがなく、必要に応じて追加的規制が課せられることを明確なイメージとして共有すべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、下図のとおり、イメージ図を修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p>

章	具体的内容
	<p style="text-align: center;"><b>指定電気通信設備制度の見直しに係る基本的方向性</b></p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市場支配力認定※1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 100px;">規制の賦課</span> </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市場画定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市場支配力</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       ①ボトルネック性への規制の枠組        ボトルネック        不可欠性        加入者回線シェア     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       規制の賦課        サービス規制        +        接続規制        (網開放義務)        行為規制     </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       ②ボトルネック性以外の市場支配力への規制の枠組        上記以外の市場支配力        寡占性        市場シェア等+α     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       規制の賦課        接続規制        (接続約款の届け出等)        行為規制     </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       寡占性        市場の一角が重        要な複合的市場        として活用※2     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       支配力認定の判断        要素として活用     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       規制の具体的内容の        判断要素として活用     </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>以下の要素を必要に応じて勘案し、「市場画定」、「市場支配力認定」、「規制の賦課」を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場統合の進展等に基づく隣接市場(垂直・水平)への市場支配力の濫用</li> <li>○ 市場支配力を有する事業者を起点とし、これと資本関係のある事業者を含む共時的な市場支配力の可能性</li> </ul> </div> <p style="margin-top: 20px;">※1:市場支配力の認定において、市場支配力が認められた事業者に対しては、①、②のいずれかの枠組で規制を賦課</p> <p>※2:複合的市場については、当該市場の主体となる事業者がボトルネック性を有するか否かにより、①、②のいずれの枠組を適用するかを判断</p>

章		具体的内容
	<p>3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方</p> <p>(6) ドミナント規制の見直しに係る制度整備</p> <p>2) 市場モニタリング機能の強化</p>	<p>前述のとおり、競争評価の規制への活用については、現行の競争評価制度が、規制と直結させる前提で制度設計がなされていない点を踏まえ、事前に手法の精緻化が図られるとともに、関係者によるコンセンサスが得られることが条件となるものと考えます。</p> <p>従って、報告書案P55の最終段落に続けて、次のとおり記載を追記することを要望します。</p> <p>【追記案】</p> <p><u>「なお、競争評価の規制への活用については、当該制度の精緻化を行った上で、最終的な方向性を明確化する必要がある。」</u></p>
第4章	<p>1. ネットワークの利用の公平性に関連する検討課題</p> <p>(1) アクセス網の多様化の推進</p> <p>ネットワークの中立性に関するその他の検討課題</p>	<p>アクセス網が多様化した場合であっても、依然として NTT 東西の加入者回線網におけるボトルネック性は存続することが想定され、引き続き、NTT東西へのボトルネック規制が重要性を持ち続けると考えます。従って、FTTHにおけるOSU共用等を実現するための接続ルールの見直しが必要です。</p> <p>また、事業者を変更する際のスイッチングコストの多寡やNTT東西と競争事業者間の非対称的な各種条件に起因する手続きの同等性の欠如等の要因により、アクセス網の多様化の効用が制限されることは望ましくなく、そうした状況を誘引する可能性のあるスイッチング時におけるNTT東西の優位性を排除することも必要です。</p>
	<p>1. ネットワークの利用の公平性に関連する検討課題</p> <p>(2) 新しいビジネスモデルの登場に対応した法体系の見</p>	<p>新しいビジネスモデルに即した法制度を検討する場合において、公正競争確保の観点、特に市場支配力を有する事業者の存在に対し、適正な措置を講じる観点を常に堅持することが、あらゆる場面において必要であると考えます。</p> <p>なお、新たな市場においては、当初、市場支配力は存在し得ないといった視点は誤りであり、ボトルネック性やそ</p>

章		具体的内容
	直し	<p>その他電気通信市場の特性に応じた市場支配力を十分に考慮した上で、新規市場や揺籃期の市場における支配力の存在に着目し、自由なビジネス創出の機会を担保する公正有効競争の確保を図るための各種取り組みを行うことが重要であると考えます。</p>
	<p>1. ネットワークの利用の公平性に関連する検討課題 (3) プラットフォーム機能のオープン性の確保</p>	<p>NTT東西のNGNにおいては、競争事業者がNTT東西のサービスストラタムへの接続を行い、柔軟なビジネスモデルを構築する必要があることから、フェーズ2の検討においては、特に、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者のプラットフォーム機能のオープン性確保という観点に着目し、具体的検討を深めることが必要であると考えます。</p>
	2. 利用者保護策の検討	<p>ブロードバンド化やIP化の進展によるサービスの高度化、多様化、複雑化により、利用者保護の視点が今後より一層重要となることが想定されますが、原則として、電気通信事業法第26条(提供条件の説明)及び同法施行規則第22条の2の2(提供条件の説明)の説明義務等に基づく電気通信事業者における個別の取組を基本とすべきと考えます。</p> <p>なお、一例として金融商品の販売等における「適合性原則」への対応の義務付けについて触れられていますが、一般的に、金融商品については、知識・経験の乏しい消費者との契約や、収入に見合わない高額な契約等を避けることを事業者が遵守すべき根拠として「適合性原則」が定められているところであり、電気通信事業における各種サービスの性質とは必ずしも一致しない点も有していることから、各々のサービスの共通性や相違を見極めた上で、必要な措置を検討していくことが重要です。</p>
第5章 望ましい 政策 展開の		<p>フェーズ2の検討においては、より具体的な制度への落とし込みを行う必要があることから、競争制限的・競争阻害的要因の実態や将来的な懸念を十分に把握する必要性がさらに高まることが想定されます。</p> <p>従って、これまで以上に、オープンな場で議論を行い、関係者から広く情報収集・意見聴取を行うことが必要で</p>

章		具体的内容
方向性		<p>す。</p> <p>なお、これまで述べてきたとおり、NTTグループの共同的・一体的市場支配力の行使等については、現に市場において顕在化しつつあることを考慮し、必ずしもフェーズ2の検討ステージにこだわることなく、可能な部分を前倒し検討することや個別に制度的な枠組みを構築する等の柔軟な取組を行うことが極めて重要です。</p>
補論 ドミナント規制の見直しと競争評価の活用の在り方	3. 市場画定と競争評価	<p>現状、競争評価にて行っている事後評価のみでは不十分であり、今後、事前評価手法の確立に向けた取り組みを進めることが適当であると考えます。具体的には、ボトルネック設備を有する支配的事業者の新規サービス(FMC、NGN等)による競争環境への影響に関する分析を戦略的評価テーマとして追加する等により、既存サービスだけでなく新規サービスに対するプレビュー的な競争評価手法の確立にむけて、検討を深めることが有効と考えます。</p>
	3. 市場画定と競争評価	<p>SSNIP等の計量経済学的手法については、データ入手可能性や手法の頑健性に課題があり、定量化が容易な指標に分析が偏りがちといった課題が存在します。従って、SSNIPテスト等は補完的分析ツールにとどまるという限界性を十分に認識の上、今後は、定量化が困難な指標の分析手法の精査に重点を移し、具体的検討を深めることが有効と考えます。</p>
	3. 市場画定と競争評価	<p>報告書案において、地理的市場の画定に関し、「行政区画を基本的な単位として地理的な範囲を設定していくことが効果的である」との記述がなされています。</p> <p>他方、本年4月9日に公表された「電気通信事業分野における市場画定 2006」においては、FTTH市場について、「全国10の地域ブロック」として画定されており、行政区画による画定はなされていません。</p>

章		具体的内容
		<p>FTTH市場における地理的市場の画定(全国10の区分)については、報告書案にもあるとおり、地理的市場を「過度に細分化する」ことは適当でないという考えから、当該サービスを全国的に提供するNTT東西と、これに対抗する電力系事業者等の競争状況に着目した結果を反映したものと理解しています。</p> <p>URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070409_5_bt1.pdf">http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070409_5_bt1.pdf</a></p> <p>前述の競争評価における市場画定に関する弊社の理解が正しければ、地理的市場の画定においては、市場状況等により、「行政区画」以外の単位での画定がなされ得ることを明確化すべきと考えます。</p> <p>具体的には、報告書案P65の脚注に以下の記述を追記することを要望します。</p> <p>【追記案】</p> <p>「地理的市場については、以下の事例のように、個別の競争状況に応じて、市場画定を行っているのが実情である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTH市場については、全国10の地域ブロックを地理的市場として画定</li> <li>・固定電話市場においては、東日本、西日本の全国2地域を地理的市場として画定</li> <li>・携帯電話市場においては、沖縄とそれ以外の全国2地域を地理的市場として画定」</li> </ul>
	3. 市場画定と競争評価	<p>部分市場については、今後、特に市場の水平的公正競争に着目して、必要に応じて画定されるアプローチ案が検討されていますが、恣意的な市場画定により、特定市場の規制が緩和される等、当該概念が規制の抜け道として利用されないよう、明確な位置づけを定義することが必要と考えます。</p>
	5. 競争評価の活用に係る留意事項	<p>競争評価に必要なデータ収集のため、電気通信事業報告規則に基づく報告内容の改廃を進めることについては、昨今の規制緩和の流れを踏まえ、事業者にとって過度な規制とならないように配慮することが必要です。</p>

以上

## 市場の実態に即したボトルネック独占のモデル分析

### 1. はじめに

本稿では、既存のボトルネック独占のモデル分析[1]に対し、市場の実態に即したモデルによるボトルネック独占のモデル分析を行う。

### 2. 既存モデルの問題点

既存のボトルネック独占のモデル分析[1]においては、モデルが市場の実態に即していないという問題があった。本章では、設備ベースの競争と接続ベースの競争のモデルについて、市場の実態にそぐわない点を具体的に述べる。尚、以下本稿において「接続ベースの競争」とは文献[1]における「サービス・ベースの競争」を指し、「接続事業者」とは文献[1]における「部分的新規参入企業」を指す。

#### 2.1. 接続ベースの既存競争モデルの問題点

接続ベースの競争の既存モデルでは、図 1 に示されるように、接続事業者  $N$  が 1 社しかモデルに含まれていない。そして接続事業者  $N$  は、ボトルネック独占企業(以下、「独占企業」という。)  $X$  のコンポーネント  $B_1$  と  $B_2$  を両方とも用いてサービス提供を行うモデルになっている。しかし、現実に接続ベースの競争が行われている DSL 市場では、独占企業  $X$  にあたる NTT 東西に加え、接続事業者であるイー・アクセス、アッカ・ネットワークス、ソフトバンク BB の主要 4 社が競争状態[2]にあるため、接続事業者  $N$  が 1 社しか含まれない既存モデルは市場の実態にそぐわない。また、独占企業のコンポーネント  $B$  については、接続事業者が一部を用いてサービスを提供するのが一般的であって、その全てを用いるようなモデルも実態にそぐわない。

#### 2.2. 設備ベースの既存競争モデルの問題点

設備ベースの競争の既存モデルでは、図 2 に示されるように、実際の設備ベースの競争において行われていないような、企業  $X$  と企業  $N$  のコンポーネントが互いに組み合わせられて用いられるネットワーク構成を前提としている。しかし、現実に設備ベースの競争が行われている FTTH 市場では、確かに企業  $X$  と企業  $N$  にあたる NTT 東西と電力系事業者の 2 社が各地で競争状態[2]にあるものの、互いにアクセス網を OSU 共有により共用するような相互接続は行われていないため、企業  $X$  と企業  $N$  のコンポーネントを互いに組み合わせる既存モデルは市場の実態にそぐわない。

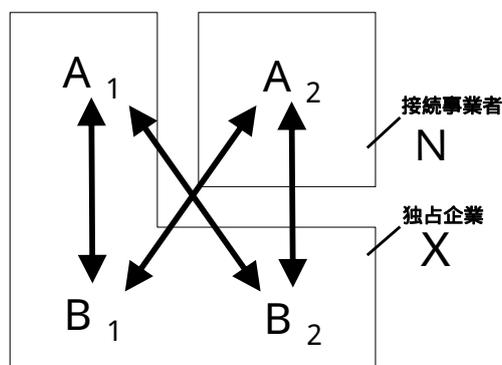


図 1 接続ベースの競争の既存モデル

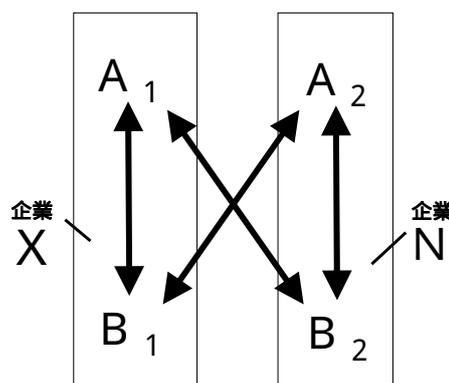


図 2 設備ベースの競争の既存モデル

### 3. 市場の実態に即したボトルネック独占のモデル分析

#### 3.1. 接続ベースの競争(1w')のモデル分析

本節では、接続ベースの競争の総生産量を求める。コンポーネント・モデルとしては、図 3 のように、独占企業  $X$  と接続事業者の 3 社  $N_1/N_2/N_3$  が、同一のコンポーネントを用いてサービス提供を行い、独占企業  $X$  は接続事業者から接続されないコンポーネントを用いたサービス提供も行うモデルを用いる。

まず、システム  $A_iB_j$  の価格  $S_{ij}$  は、既存モデルと同じコンポーネントの価格の和とする。すなわち、コンポーネント  $A_0/A_1/A_2/A_3$  の価格をそれぞれ  $P_0/P_1/P_2/P_3$  とし、コンポーネント  $B_0/B_1$  の価格をそれぞれ  $Q_0/Q_1$  とすれば、システムの価格  $S_{ij}$  は次式で与えられる。

$$\begin{aligned}
S_{00} &= P_0 + Q_0, \\
S_{01} &= P_0 + Q_1, \\
S_{11} &= P_1 + Q_1, \\
S_{21} &= P_2 + Q_1, \\
S_{31} &= P_3 + Q_1.
\end{aligned}
\tag{3.1}$$

次に、システム  $A_i B_j$  に線形な需要関数  $D_{ij}$  を仮定し、需要の高さを  $a$ 、価格の自己効果を  $1$ 、価格の交叉効果を  $c$  とすると、システムの需要曲線は次式で与えられる。ただし、 $0 < 4c < 1$  である。

$$\begin{aligned}
D_{00} &= a - S_{00} + c(S_{01} + S_{11} + S_{21} + S_{31}), \\
D_{01} &= a - S_{01} + c(S_{00} + S_{11} + S_{21} + S_{31}), \\
D_{11} &= a - S_{11} + c(S_{00} + S_{01} + S_{21} + S_{31}), \\
D_{21} &= a - S_{21} + c(S_{00} + S_{01} + S_{11} + S_{31}), \\
D_{31} &= a - S_{31} + c(S_{00} + S_{01} + S_{11} + S_{21}).
\end{aligned}
\tag{3.2}$$

そして、コンポーネントの需要曲線は次式のように与えられる。

$$\begin{aligned}
D_{A0} &= D_{00} + D_{01}, \\
D_{A1} &= D_{11}, \\
D_{A2} &= D_{21}, \\
D_{A3} &= D_{31}, \\
D_{B0} &= D_{00}, \\
D_{B1} &= D_{01} + D_{11} + D_{21} + D_{31}.
\end{aligned}
\tag{3.3}$$

接続ベースの競争とは、次のような2つのタイプの企業が存在する産業構造である。第一は、コンポーネント  $A_0/B_0/B_1$  を提供する独占企業  $X$  であり、第二は、コンポーネント  $A_1/A_2/A_3$  を個別に提供する接続事業者  $N_1/N_2/N_3$  である。独占企業  $X$  の利潤関数  $\Pi_X$  と接続事業者  $N_1/N_2/N_3$  の利潤関数  $\Pi_{N1}/\Pi_{N2}/\Pi_{N3}$  は次式で与えられる。

$$\begin{aligned}
\Pi_X &= P_0 D_{A0} + Q_0 D_{B0} + Q_1 D_{B1}, \\
\Pi_{N1} &= P_1 D_{A1}, \\
\Pi_{N2} &= P_2 D_{A2}, \\
\Pi_{N3} &= P_3 D_{A3}.
\end{aligned}
\tag{3.4}$$

独占企業  $X$  は価格  $P_0/Q_0/Q_1$  を決定し、接続事業者  $N_1$  は価格  $P_1$ 、接続事業者  $N_2$  は価格  $P_2$ 、接続事業者  $N_3$  は価格  $P_3$  を決定する。

さて、接続ベースの競争の提案モデル(1w')において、利潤関数  $\Pi_X$  と  $\Pi_{N1}/\Pi_{N2}/\Pi_{N3}$  が極大化される時、コンポーネントの需要関数がとる値  $D_{00}, D_{01}, D_{11}, D_{21}, D_{31}$  の総和つまり総生産量  $D^{1w'}$  を求める。

利潤極大化の一次条件は、利潤関数  $\Pi_X$  と  $\Pi_{N1}/\Pi_{N2}/$

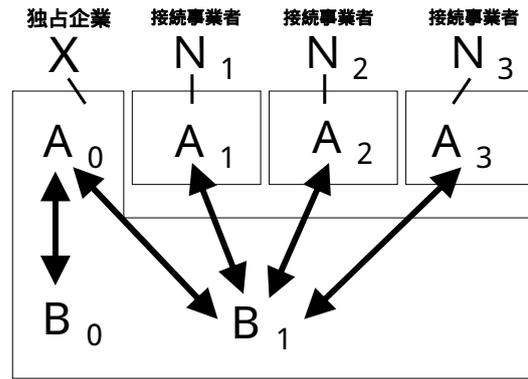


図3 接続ベースの競争(1w')の提案モデル

$N_3$  を価格  $P_0/P_1/P_2/P_3/Q_0/Q_1$  で微分することによって得られ、具体的には次式が満たされることである。

$$\frac{\partial \Pi_X}{\partial P_0} = \frac{\partial \Pi_X}{\partial Q_0} = \frac{\partial \Pi_X}{\partial Q_1} = \frac{\partial \Pi_{N1}}{\partial P_1} = \frac{\partial \Pi_{N2}}{\partial P_2} = \frac{\partial \Pi_{N3}}{\partial P_3} = 0.$$

すなわち

$$\begin{cases}
\frac{\partial \Pi_X}{\partial P_0} = 2a - 4(1-c)P_0 + 2cP_1 + 2cP_2 + 2cP_3 \\
- 2(1-7c)Q_0 - 2(1-c)Q_1 = 0, \\
\frac{\partial \Pi_{N1}}{\partial P_1} = a + 2cP_0 - 2P_1 + cP_2 + cP_3 - (1-3c)Q_0 + cQ_1 = 0, \\
\frac{\partial \Pi_{N2}}{\partial P_2} = a + 2cP_0 + cP_1 - 2P_2 + cP_3 - (1-3c)Q_0 + cQ_1 = 0, \\
\frac{\partial \Pi_{N3}}{\partial P_3} = a + 2cP_0 + cP_1 + cP_2 - 2P_3 - (1-3c)Q_0 + cQ_1 = 0, \\
\frac{\partial \Pi_X}{\partial Q_0} = 4a - 2(1-7c)P_0 - (1-3c)P_1 - (1-3c)P_2 - (1-3c)P_3 \\
- 8(1-3c)Q_0 + 8cQ_1 = 0, \\
\frac{\partial \Pi_X}{\partial Q_1} = a - 2(1-c)P_0 + cP_1 + cP_2 + cP_3 + 8cQ_0 - 2Q_1 = 0.
\end{cases}$$

の連立一次方程式を解いて、

$$\begin{aligned}
P_0 &= \frac{a}{2(3-2c)}, \quad P_1 = P_2 = P_3 = \frac{a}{3-2c}, \\
Q_0 = Q_1 &= \frac{a(1+c)}{(3-2c)(1-4c)}.
\end{aligned}$$

これらを式(3.1)に代入してシステム価格を求めた後、式(3.2)に代入すれば、

$$D_{00} = D_{01} = \frac{a(c+3)}{2(3-2c)},$$

$$D_{11} = D_{21} = D_{31} = \frac{a}{(3-2c)}.$$

よって、接続ベースの競争(1w')の総生産量は次式で表される。

$$\begin{aligned} \sum \sum D^{1w'} &= D_{00} + D_{01} + D_{11} + D_{21} + D_{31} \\ &= \frac{a(6+c)}{(3-2c)}. \end{aligned}$$

### 3.2. 設備ベースの競争(2w')のモデル分析

本節では、設備ベースの競争において、企業 X と企業 N が同一のコンポーネントを使わない図4のコンポーネント・モデルを用いて、設備ベースの競争の総生産量を求める。

まず、システム  $A_i B_j$  の価格  $S_{ij}$  については、既存モデルと同じくコンポーネントの価格の和とする。すなわち、コンポーネント  $A_1$  と  $A_2$  の価格をそれぞれ  $P_1$  と  $P_2$  とし、コンポーネント  $B_1$  と  $B_2$  の価格をそれぞれ  $Q_1$  と  $Q_2$  とすれば、システムの価格  $S_{ij}$  は次式で与えられる。

$$S_{11} = P_1 + Q_1, \quad S_{22} = P_2 + Q_2. \quad (3.5)$$

次に、システム  $A_i B_j$  に線形な需要関数  $D_{ij}$  を仮定し、需要の高さを  $a$ 、価格の自己効果を  $1$ 、価格の交叉効果を  $c$  とすると、システムの需要曲線は次式で与えられる。ただし、 $0 < c < 1$  である。

$$\begin{aligned} D_{11} &= a - S_{11} + cS_{22}, \\ D_{22} &= a - S_{22} + cS_{11}. \end{aligned} \quad (3.6)$$

コンポーネントの需要曲線は次式で与えられる。

$$\begin{aligned} D_{A1} &= D_{B1} = D_{11}, \\ D_{A2} &= D_{B2} = D_{22}. \end{aligned} \quad (3.7)$$

設備ベースの競争とは、独占企業が存在せず、企業 X が  $A_1/B_1$  を提供し、企業 N が  $A_2/B_2$  を提供する産業構造である。ここで、コンポーネント A/B は互いに組み合わせられて用いられることはないものとする。企業 X と企業 N の利潤関数  $\pi_X$  と  $\pi_N$  は次式で与えられる。

$$\begin{aligned} \pi_X &= P_1 D_{A1} + Q_1 D_{B1}, \\ \pi_N &= P_2 D_{A2} + Q_2 D_{B2}. \end{aligned} \quad (3.8)$$

企業 X は価格  $P_1/Q_1$  を決定し、企業 N は価格  $P_2/Q_2$  を決定する。

さて、設備ベースの競争の提案モデル(2w')において、

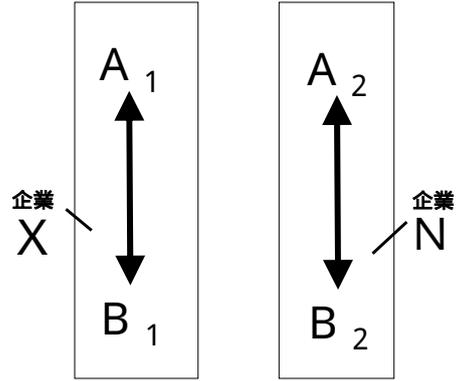


図4 設備ベースの競争(2w')の提案モデル

利潤関数  $\pi_X$  と  $\pi_N$  が極大化される時、コンポーネントの需要関数の値  $D_{11}$  と  $D_{22}$  の総和、つまり総生産量  $D^{2w'}$  を求める。

利潤極大化の一次条件は利潤関数  $\pi_X$  と  $\pi_N$  を価格  $P_1/P_2/Q_1/Q_2$  によって微分することによって得られ、具体的には式 (3.5) が次式を満たすことである。

$$\frac{\partial \pi_X}{\partial P_1} = \frac{\partial \pi_X}{\partial Q_1} = \frac{\partial \pi_N}{\partial P_2} = \frac{\partial \pi_N}{\partial Q_2} = 0.$$

すなわち

$$\begin{cases} \frac{\partial \pi_X}{\partial P_1} = \frac{\partial \pi_X}{\partial Q_1} = a - 2(P_1 + Q_1) + c(P_2 + Q_2) = 0, \\ \frac{\partial \pi_N}{\partial P_2} = \frac{\partial \pi_N}{\partial Q_2} = a + c(P_1 + Q_1) - 2(P_2 + Q_2) = 0. \end{cases}$$

の連立一次方程式を解いて、

$$S_{11} = P_1 + Q_1 = \frac{a}{2-c}, \quad S_{22} = P_2 + Q_2 = \frac{a}{2-c}.$$

よって式(3.6)より  $D_{11}$  と  $D_{22}$  を求めれば、

$$\begin{aligned} D_{11} &= a - S_{11} + cS_{22} \\ &= \frac{a}{2-c}. \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} D_{22} &= a - S_{22} + cS_{11} \\ &= \frac{a}{2-c}. \end{aligned}$$

よって、設備ベースの競争(2w')の総生産量は次式で表される。

$$\begin{aligned}\sum \sum D^{2w'} &= D_{11} + D_{22} \\ &= \frac{2a}{2-c}.\end{aligned}$$

### 3.3. 社会厚生に関する総生産量の比較

本稿の提案モデルについて、接続ベースと設備ベースの競争の総生産量を比較する。ここで、接続ベースの競争については価格の交叉効果を  $c_1$  とおき、設備ベースの競争については価格の交叉効果を  $c_2$  とおく。

さて、

$$\begin{aligned}\sum \sum D^{1w'} - \sum \sum D^{2w'} \\ &= \frac{a(6+c_1)}{(3-2c_1)} - \frac{2a}{2-c_2} \\ &= \frac{a(6c_1 - c_1c_2 - 6c_2 + 6)}{(3-2c_1)(2-c_2)}.\end{aligned}$$

これは  $0 < c_1 < 1/4$ ,  $0 < c_2 < 1$  の範囲で常に正の値を取るため、次式の大小関係が成り立つ。

$$D^{2w'} < D^{1w'}.$$

つまり、設備ベースの競争時の総生産量よりも、接続ベースの競争時の総生産量のほうが大きい。価格は限界費用よりも大きく、社会的に見て過少生産の状態にあるので、総生産量が大きいほうが社会厚生上優れていると考えることができる。よって本稿の提案モデルにおいては、設備ベースの競争よりも接続ベースの競争の社会厚生が高いと考えられる。

## 4. まとめ

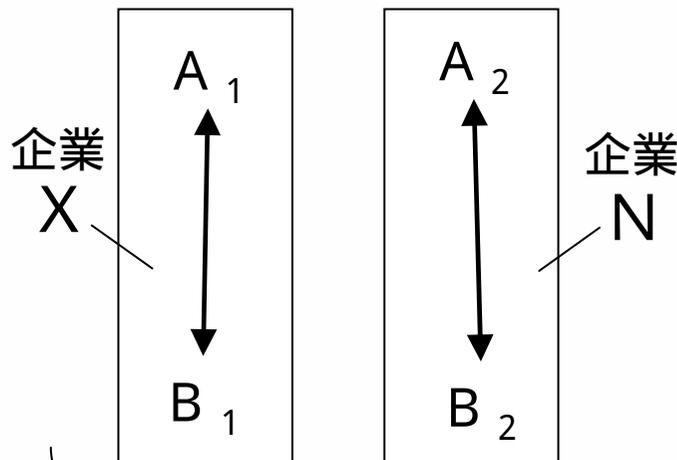
本稿では、既存のボトルネック独占のモデル分析[1]に対し、より市場の実態に近いモデルの分析を行うため、接続ベースの競争については、独占企業1社と接続事業者3社がサービス提供するモデルを分析した。また、設備ベースの競争については、2社が独立してサービス提供するモデルを分析した。結果、現実に対応した形でモデル分析を行えば、接続ベースの競争は、設備ベースの競争よりも社会的に望ましいとも考えられる。

### 文 献

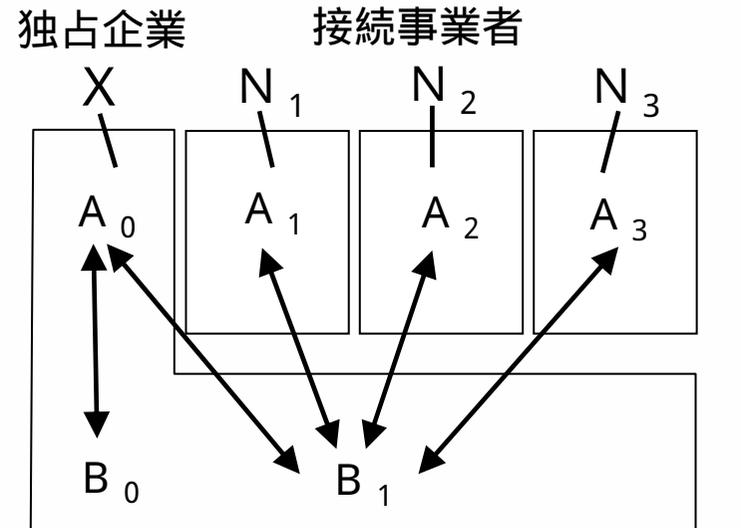
- [1] 依田高典, ブロードバンド・エコノミクス情報通信産業の新しい競争政策, 日本経済新聞出版社, pp.65-71 (2007).
- [2] 総務省, 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(2006年度第4四半期(3月末)), 報道資料, 平成19年6月18日(2007).

接続ベースの競争が設備ベースの競争よりも社会厚生が高い場合がある。  
 (現実的なモデルに基づけば、接続ベースの競争は設備ベースの競争よりも社会厚生が高いとの計算結果が得られる.)

設備ベースの競争 ( $2w$ )



接続ベースの競争 ( $1w$ )



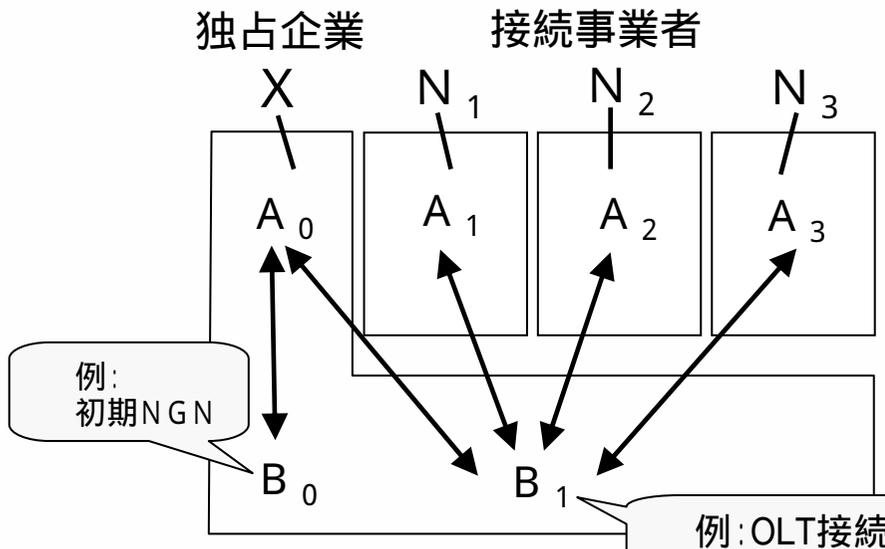
ボトルネック独占の社会厚生:  $D^{2w} < D^{1w}$

$\sum \sum D^w$ : 競争の種類  $w$  におけるシステムの需要関数の総和,  
 $a$ : 需要の高さ, 価格の自己効果: 1,  $c$ : 価格の交叉効果

設備ベースの競争については現在のFTTH市場にもとづいて、接続ベースの競争については現在のDSL市場を参考にモデル化を行った。(参考資料: 別添1 - 1)

# 接続ベースの競争 (1w) の計算根拠

接続事業者N(3社)が独占企業XのコンポーネントB<sub>1</sub>を用いてサービス提供を行い、独占企業Xは独自のコンポーネントB<sub>0</sub>でもサービス提供するという現実的な前提で、コンポーネントモデルを計算する。



定義:

- $P_i$ : コンポーネントA<sub>i</sub>の価格
- $Q_j$ : コンポーネントB<sub>j</sub>の価格
- $D_{A_i}$ : システムA<sub>i</sub>の需要関数
- $S_{ij}$ : システムA<sub>i</sub>, B<sub>j</sub>の価格
- $D_{B_j}$ : システムB<sub>j</sub>の需要関数
- $\pi_n$ : 企業nの利潤関数
- $D_{ij}$ : システムA<sub>i</sub>, B<sub>j</sub>に線形な需要関数

モデル:

$$\begin{aligned}
 S_{00} &= P_0 + Q_0, & D_{A0} &= D_{00} + D_{01}, \\
 S_{01} &= P_0 + Q_1, & D_{A1} &= D_{11}, \\
 S_{11} &= P_1 + Q_1, & D_{A2} &= D_{21}, \\
 S_{21} &= P_2 + Q_1, & D_{A3} &= D_{31}, \\
 S_{31} &= P_3 + Q_1, & D_{B0} &= D_{00}, \\
 & & D_{B1} &= D_{01} + D_{11} + D_{21} + D_{31}
 \end{aligned}$$

需要の高さをa、価格の自己効果を1、価格の交叉効果をc(0<4c<1)として

$$\begin{cases}
 D_{00} = a - S_{00} + c(S_{01} + S_{11} + S_{21} + S_{31}), \\
 D_{01} = a - S_{01} + c(S_{00} + S_{11} + S_{21} + S_{31}), \\
 D_{11} = a - S_{11} + c(S_{00} + S_{01} + S_{21} + S_{31}), \\
 D_{21} = a - S_{21} + c(S_{00} + S_{01} + S_{11} + S_{31}), \\
 D_{31} = a - S_{31} + c(S_{00} + S_{01} + S_{11} + S_{21}).
 \end{cases}$$

$$\begin{cases}
 \Pi_X = P_0 D_{A0} + Q_0 D_{B0} + Q_1 D_{B1}, \\
 \Pi_{N1} = P_1 D_{A1}, \\
 \Pi_{N2} = P_2 D_{A2}, \\
 \Pi_{N3} = P_3 D_{A3}
 \end{cases}$$

よって、利潤関数が極大化される時、システムの需要関数にとる値の総和、つまり総生産  $D^{1w}$  を求めれば

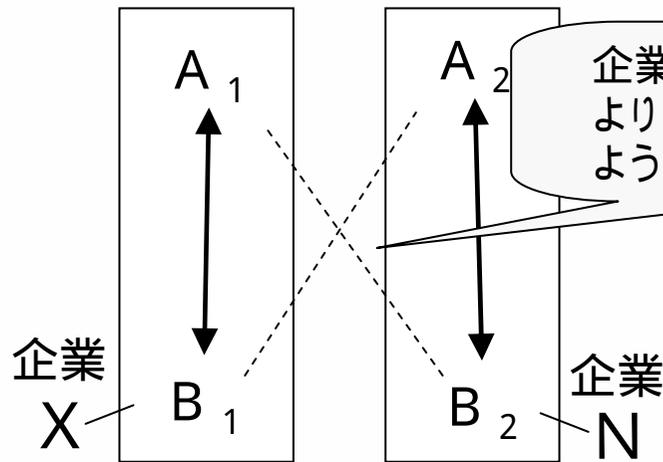
接続ベースの競争 (1w)

$D_{00}^{1w'}$	$D_{01}^{1w'}$	$D_{11}^{1w'}$	$D_{21}^{1w'}$	$D_{31}^{1w'}$	$\sum \sum D^{1w'}$
$a(c+3)$	$a(c+3)$	$a$	$a$	$a$	$a(6+c)$
$2(3-2c)$	$2(3-2c)$	$(3-2c)$	$(3-2c)$	$(3-2c)$	$(3-2c)$

接続ベースの競争の総生産量

# 設備ベースの競争(2w)の計算根拠

企業XのコンポーネントA<sub>1</sub> / B<sub>1</sub>と企業NのコンポーネントA<sub>2</sub> / B<sub>2</sub>が組み合わせられないという現実的な前提で、コンポーネントモデルを計算する。



企業Xと企業NがOLT接続により、互いのアクセス網を使うようなことは行われていない。

需要の高さをa、価格の自己効果を1、価格の交叉効果をc(0<c<1)として

$$\begin{cases} D_{11} = a - S_{11} + cS_{22} \\ D_{22} = a - S_{22} + cS_{11} \end{cases}$$

$$\begin{cases} \Pi_X = P_1 D_{A1} + Q_1 D_{B1}, \\ \Pi_N = P_2 D_{A2} + Q_2 D_{B2} \end{cases}$$

よって、利潤関数が極大化される時、システムの需要関数にとる値の総和、つまり総生産  $D^{2w}$  を求めれば

設備ベースの競争(2w)

$D_{11}^{2w'}$	$D_{22}^{2w'}$	$\Sigma\Sigma D^{2w'}$
$\frac{a}{2-c}$	$\frac{a}{2-c}$	$\frac{2a}{2-c}$

設備ベースの競争の総生産量

定義:

- $P_i$ : コンポーネントA<sub>i</sub>の価格
- $Q_j$ : コンポーネントB<sub>j</sub>の価格
- $D_{A_i}$ : システムA<sub>i</sub>の需要関数
- $S_{ij}$ : システムA<sub>i</sub>, B<sub>j</sub>の価格
- $D_{B_j}$ : システムB<sub>j</sub>の需要関数
- $\Pi_n$ : 企業nの利潤関数
- $D_{ij}$ : システムA<sub>i</sub>B<sub>j</sub>に線形な需要関数

モデル:

$$\begin{aligned} S_{11} &= P_1 + Q_1, & D_{A1} &= D_{B1} = D_{11}, \\ S_{22} &= P_2 + Q_2, & D_{A2} &= D_{B2} = D_{22} \end{aligned}$$

## 総生産量

接続ベースの競争:  $\sum \sum D^{1w'} = \frac{a(6+c_1)}{(3-2c_1)}, \quad 0 < 4c_1 < 1.$

設備ベースの競争:  $\sum \sum D^{2w'} = \frac{2a}{2-c_2}, \quad 0 < c_2 < 1.$

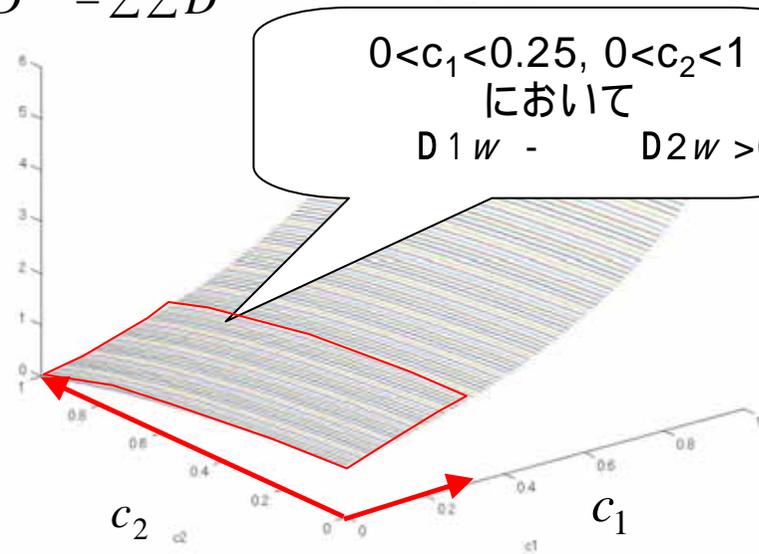
## 総生産量の比較

$$\begin{aligned} & \sum \sum D^{1w'} - \sum \sum D^{2w'} \\ &= \frac{a(6+c_1)}{(3-2c_1)} - \frac{2a}{2-c_2} \\ &= \frac{a(6c_1 - c_1c_2 - 6c_2 + 6)}{(3-2c_1)(2-c_2)} > 0 \end{aligned}$$

よって

$$\sum \sum D^{2w'} < \sum \sum D^{1w'}$$

$$\sum \sum D^{1w'} - \sum \sum D^{2w'}$$



総生産量が多いほうが社会厚生上優れると考えれば

接続ベースの競争が設備ベースの競争よりも社会厚生が高い場合がある。

# ネットワークの中立性に関する懇談会報告書(案)

## 目次

第1章 ネットワークの中立性に関する基本的視点 -----	1
1. 検討の目的	
2. ブロードバンド市場における環境変化	
3. 検討に際しての基本的視点	
4. 諸外国におけるネットワークの中立性を巡る議論	
第2章 ネットワークのコスト負担の公平性 -----	16
1. ネットワークのコスト負担の公平性を確保するための基本的視点	
2. ネットワーク上のトラフィックの現状	
3. ネットワークのコスト負担の公平性に係る検討課題	
第3章 ネットワークの利用の公平性 -----	31
1. ネットワークの利用の公平性を確保するための基本的視点	
2. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方	
3. <a href="#">指定電気通信設備制度</a> の在り方	
第4章 ネットワークの中立性に関するその他の検討課題 -----	56
1. ネットワークの利用の公平性に関する検討課題	
2. 利用者保護策の検討	
3. 端末政策の見直し	
4. 国際的な制度の整合性確保への積極的貢献	
第5章 望ましい政策展開の方向性 -----	61
補 論 <a href="#">指定電気通信設備制度</a> の見直しと競争評価の活用の在り方 -----	63

## 第3章 ネットワークの利用の公平性

### 1. ネットワークの利用の公平性を確保するための基本的視点

ブロードバンド市場における競争促進を図る観点からは、通信レイヤー（物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー）において各事業者が自らネットワークを構築してサービスを提供する設備競争と、**ボトルネック設備を保有する**事業者のネットワークのオープン化を図り、当該ネットワークを利用して事業展開する設備非保有の事業者を含めて行われるサービス競争との間の適正なバランスを確保していくことが求められる。

この点、前述のとおり、通信事業者が構築する統合管理型のIP網である次世代ネットワークと、多数のプレーヤーが連携しているインターネットという2つのIP網が、適正なバランスを維持しつつ相互補完的に発展することにより、健全な競争環境が実現することが求められる。

このため、ボトルネック設備を保有している**事業者**の構築する次世代ネットワークについては、ブロードバンド市場の健全な発展のための鍵となる存在であることから、当該ネットワークのオープン化を図るとともに、**指定電気通信設備制度**そのものについても具体的な見直しに着手し、レイヤー内及びレイヤー間の公正競争を確保することが必要である。

これにより、IP網への移行に伴い市場の統合化等が進展する中、ブロードバンド市場において水平的公正競争と垂直的公正競争の双方を確保することが可能となり、通信レイヤーはもとより、その上位レイヤーや下位レイヤーを含むブロードバンド市場全体の発展が実現することが期待される。

ただし、ネットワークの利用の公平性を確保するという政策目的は、あくまで公正競争環境を整備し、ブロードバンド市場において新事業創出の機会が生まれることを目指すものである。

このため、ネットワークの利用の公平性を確保するための競争ルールの在り方に関しては、技術革新が急速に進展している市場であるという特性にかんがみ、従来の回線交換網をベースとした競争ルールとは異なる柔軟な対応が求められる。また、ボトルネック設備を保有している**事業者**の設備投資意欲を抑制する

ことを避け、適正な利潤を当該事業者が獲得できることが検討の前提として求められる。

## 2. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方

### (1) 次世代ネットワークに係る接続ルールの検討

前章で見たように、インターネットは多数のステークホルダが意識的又は無意識に協調・競争しているところであり、統一的なトラフィック管理が困難であり、必要に応じて帯域制御等の手段を講じることが必要となるなど検討すべき課題が多い。

これに対し、通信事業者が構築する次世代ネットワークは、当該ネットワーク内においては通信事業者が一元的にトラフィックを管理し、かつ QoS をクラス分けしてサービス提供を行う(利用者ごとにパケット流通に優先順位を付ける)ことができる統合管理型の IP 網である。このため、ネットワークの混雑に機動的に対処するとともに、求める QoS ごとにユーザーから異なる料金を徴収する等の措置を講じることが一元的に可能であり、ネットワークの混雑への対処という面で極めて大きな意味を持つものである。

しかしながら、**ボトルネック設備を保有する**事業者の構築する次世代ネットワークを基に市場支配力の濫用が行われる場合、第1章で指摘したネットワークの選択の自由が確保されず、健全なブロードバンド市場の発展が阻害される可能性がある。

この点、NTT 東西の次世代ネットワークについては、新たに構築されるものであって**ボトルネック**規制が適用される指定電気通信設備として指定することは適当でないという指摘もあるが、当該次世代ネットワークは、アクセス網として既存のボトルネック性を有する物理的ネットワークを利用し、かつこれと一体として構築されるコアネットワークについても、現行のネットワークの代替・更新によって段階的に構築されていくものである。このためネットワークの新規性をもってボトルネック性がないと判断することは適当でない。

また、次世代ネットワークについては、ルーター等の設備集約によってネットワークの効率性や信頼性が向上することが期待される一方、接続ポイントの集約化や伝送容量の飛躍的拡大により、アクセス網はもとよりコア網においても従来以上に規模の経済性や範囲の経済性が働く可能性があり、その結果、**ボトルネック設備を保有する**事業者の

市場支配力が高まる可能性がある。

さらに、アクセス網において NTT 東西のシェアが依然として9割を超えている状況<sup>15</sup>にかんがみれば、インターネットを利用する場合においても、次世代ネットワークを構成するアクセス網を経由する場合が大半である。このため、次世代ネットワークとインターネットが並存する環境を確保するためには、次世代ネットワークに関する接続ルールの在り方について検討が必要である。

NTT 東西の構築する次世代ネットワークに関する接続ルールの整備することにより、当該ネットワークに他の競争事業者の IP 網が接続する際、例えば、

両者の接続ポイントにおける帯域幅や接続ポイントが競争事業者のニーズに応じて提供されることにより、ネットワーク上のトラフィック増にインターネット全体として迅速・円滑に対処することが可能となる。

また、コンテンツプロバイダ等が接続に必要な設備を**ボトルネック設備を保有する**事業者の局舎に設置する際に差別的な取扱いが行われることを回避することにより、**ボトルネック設備を保有する**事業者の利用者以外は円滑なコンテンツ配信ができないといった事態を回避することができる。

さらに、NTT 東西の次世代ネットワークと競争事業者の IP 網との相互接続性が確保されることにより、各事業者の IP 網の連携による多様なサービス展開が可能になることが期待される。

このため、NTT 東西の構築する次世代ネットワークについては、接続ルールの在り方を検討することが必要である<sup>16</sup>。

なお、07年4月、英国 OFCOM は07/08年の作業計画を発表し、その中で、「次世代ネットワークにおける競争及び効率的な投資の確保」を重要施策の一つとして掲げ、その具体的施策の一つとして、「ネットワークの中立性問題並びにブロードバンド網における QoS の差別化への対処に関する検討」を行う旨の方針を表明している<sup>17</sup>。

---

<sup>15</sup> 地域通信市場における NTT 東西のシェア(加入者回線ベース)は92.4%(光ファイバに係るシェアは78.8%)となっている(06年度末(速報値))。

<sup>16</sup> 06年9月の「新競争促進プログラム2010」においては、「競争事業者が当該次世代ネットワークを用いて遅滞なくサービス提供ができる環境を可能な限り前広に確保するため、NTT 東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する検討の場を設け、本格商用サービスの開始時期を念頭に置きつつ、検討を行う」とし、その接続料についても「併せて検討を行う」とされている。

<sup>17</sup> Ofcom, Programme of Work for 2007/8, “Priority 7: Securing competition and efficient investment in next-generation network” (April 3, 2007)  
[http://www.ofcom.org.uk/about/accounts/reports\\_plans/annual\\_plan0708/projects/b4/](http://www.ofcom.org.uk/about/accounts/reports_plans/annual_plan0708/projects/b4/)

## (2) 接続ルールの検討に際しての基本的視点

通信事業者及び上位レイヤー事業者との関係において、次世代ネットワークについては、十分なオープン化が確保されることが前提条件として求められる。その際、

(a)接続ポイント及び接続に係る技術的インターフェース、(b)接続に要する費用(工事費・ソフトウェア改修費)及び期間、(c)接続料の算定方式等について明確化が求められる。これに関連して、例えば以下の項目について明確化を図ることが求められる。

### 2 - 1) オープン化の対象範囲

第一に、オープン化の対象範囲(オープン化の単位)について明確化が必要である。次世代ネットワークにおいては、一つの設備がソフトウェア制御などによって複数の機能を持ち得るなど従来とは異なる機能付与の在り方が可能となるため、機能面に着目したアンバンドルが必要となる。その際、従来の回線交換網のような細目にわたるアンバンドル化とは異なり、ある程度大括りでのアンバンドルに留めることにより、市場実態に即した接続ルールの有効性を確保することが可能となる。

他方、レガシー網では一体だった機能が次世代ネットワークにおいては機能分離が図られることとなる。具体的には、次世代ネットワークは、アクセス網、コア網及びサービス付与機能の3つのレイヤーから構成される。次世代ネットワークについて、NTT 東西はNNI(Network-Network Interface) 及び SNI(Application Service-Network Interface)をオープン化することを既に表明している。しかし、上記のレイヤーごとの機能分離を念頭に置くと、NNI 及び SNI に加え、各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることにより、設備非保有の事業者がレイヤー2接続を含め次世代ネットワークの機能のうち必要とする部分だけを利用して自由なIP 網を構築し、新事業を創出することが可能になることが期待される。

このため、当該各レイヤー間のインターフェースのオープン化等についても、当事者であるNTT 東西はもとより、競争事業者の意向等も踏まえつつ、合理的かつ客観的基準に基づき、十分なオープン性が確保されるよう所要の措置を講じることが適当である。

なお、99年のNTT 再編成は、ボトルネック性を有する地域(県内)通信業務と

長距離(県間)通信業務を構造分離することにより公正競争確保を実現するものであった。しかし、回線交換網から次世代ネットワークへの移行が進むことにより、IP 網の持つ特性として、地域・長距離という距離概念が段階的に喪失していくこととなるため、NTT 再編成の趣旨に照らして公正競争要件をどのように確保していくことが適当かという点について改めて留意が必要である。この点、NTT グループに係る組織問題については、2010年の時点で検討を行うこととされている<sup>18</sup>。

## (図)

### 2 - 2) 接続料の算定方法

次に、接続料の算定方法については、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであることが求められる(電気通信事業法第33条第4項第2号)。

---

<sup>18</sup> 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(06年6月20日)において、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTT の組織問題については、ブロードバンドの普及状況や NTT の中期経営戦略の動向などを見極めたうえで2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」とされたのを受け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」(06年7月7日閣議決定)において、「『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する」ことが決定された。

しかしながら、次世代ネットワークの場合、統合型のサービス提供形態となり、回線交換網のような従量制接続料の設定が困難な面があるため、IP 網の特性を踏まえた接続料の算定方法を検討することが必要である。

なお、接続料の算定方法について精緻なモデル化等を行うことは市場が動的に変化している中で極めて困難であると考えられることから、その算定の在り方については柔軟性を確保することが必要である。また、接続料の設定に当たっては、NTT 東西にとって次世代ネットワークの構築による適正な利潤の確保が図られるものでなければならない。

また、インターネットの世界では、前述のとおり ISP 間等はピアリングやトランジットによる接続が行われているが、次世代ネットワークの接続料の設定方法がどうなるかという点は ISP 間等の精算料金の在り方に影響を及ぼすと見込まれることから、次世代ネットワークの接続料と ISP 間等の精算方式との整合性をどのように確保していくか等について、今後さらに検討を深めていくことが望まれる。

## 2 - 3) 接続に要する期間

接続ルールの検討に際しては、NTT 東西と競争事業者が次世代ネットワークを用いてサービス提供を行う場合、合理的な理由なく当該ネットワークの利用ができない又は合理的な期間内に接続が行えないといった事態を回避するため、接続に要する期間についても、公正競争確保の観点から、同等性を確保するための一定のルールが求められる。

この点、次世代ネットワークについては急速な技術革新の中で従来のネットワークとは異なる課題が発生する可能性があること、ネットワークの機能面での段階的発展が想定されること、更に新たなサービスを提供することによる先行者利得を確保することも当該事業者として合理的な理由が存在するところであり、当該条件をどのような形で確保していくかについて、従来とは異なる新たな視点での検討が必要である。

## 2 - 4) その他検討が求められる事項

(a) 映像配信プラットフォームのオープン化

NTT 東西の次世代ネットワークについては、IP マルチキャスト方式による地上デジタルテレビジョン放送の再送信<sup>19</sup>等について、現在、実証実験が行われている。これに関連して、次世代ネットワークの映像配信プラットフォームについては、これがコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者にとって真にオープンなものであるかどうか等について公正競争確保の観点から検証が必要である。

#### **(b) 固定通信網と移動通信網の円滑な連携**

また、これまでの接続ルールの検討に際しては、固定網と移動網が別個のネットワークであることを前提として検討が行われてきた。しかし、IP 網である次世代ネットワークは FMC サービスを実現する統合型のネットワークであり、例えば NTT 東西のプラットフォーム機能を利用した MVNO など、固定・移動の枠を越えた多様なネットワーク接続が可能となる。このため、市場の統合化を念頭に置いた接続ルールの在り方について検討を行うことが必要である。

#### **(3) 今後の検討の進め方**

以上の基本的考え方を踏まえ、行政当局においては、「新競争促進プログラム 2010」に沿って、速やかに NTT 東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について検討に着手することが適当である。その際、以下の点について留意すべきである。

IPv6については、アドレス資源が豊富であり、各機器にアドレスを割り振るなどユビキタス化の進展に対応することを可能とするとともに、高信頼性が確保されるといったメリットがある。また、現在の IP 網において用いられている IPv4 のアドレスの国際的在庫は 2010 年代初頭には枯渇するものと見込まれることにかんがみても、IPv6 への移行が速やかに行われる必要がある。

他方、IPv4 から IPv6 への移行と NTT 東西の構築する次世代ネットワークとの関係や ISP の機能等に及ぼす影響等についても考慮が必要であり、IPv6 への移行が競争制限的要素をもたらすことのないよう、競争ルールの観点及び技術的観点の両面から今後さらに具体的な検討を進めていくことが必要である。

---

<sup>19</sup> IP マルチキャスト方式による地上デジタル放送の再送信については、電気通信役務利用放送事業者である(株)アイキャストが、IP マルチキャスト再送信の同意を各放送事業者から得て、07 年1月から NTT 東西の次世代ネットワークの実証実験において現在展開している。

#### (4) 市場のモニタリング機能の必要性

NTT 東西の次世代ネットワークについては、プラットフォーム機能を含む SNI のオープン化、他の通信事業者との間の NNI のオープン化を含め、各インターフェースの特性に応じたオープン化が求められるが、前述の通り、こうした機能は特定時点で固定化されるものではなく、段階的に機能追加されることによりネットワークの高度化が図られていくという特徴を持つ。

このため、定期的に市場のモニタリングを行い、競争実態に応じた接続ルールの見直しを図ることが必要である。したがって、07年度から導入される競争セーフガード制度<sup>20</sup>を活用し、次世代ネットワークのオープン性についても併せて定期的にモニタリングを行うことが適当であり、その中で指定電気通信設備の範囲についても必要十分のものとなるよう定期的に検証を行っていくことが求められる。【資料33】

なお、市場のモニタリングに関しては、上記の競争セーフガード制度のほか、06年2月から開催されている関係事業者で構成する「次世代ネットワークに関する事業者間連絡会議」(NGN 連絡会議)の検討結果等を踏まえることが適当である。

#### (5) その他の検討すべき事項

この他、次世代ネットワークに関する検討課題として、以下の2点が挙げられる。

まず第一に、NTT 東西が次世代ネットワークを活用し、地域電気通信業務の範囲を超えて事業展開を図る場合、NTT 法に規定する活用業務認可制度に基づく認可が必要であり、認可方針を規定した「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(活用業務認可ガイドライン。01年12月策定・公表)については、現在見直しが進められている<sup>21</sup>。【資料34】

---

<sup>20</sup> 競争セーフガード制度は、指定電気通信設備の指定要件や指定設備の範囲の妥当性等を検証するとともに、NTT グループに係る累次の公正競争要件の検証を定期的に行うこととして07年から運用が開始されることとなっており、07年4月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」が策定・公表された。

<sup>21</sup> 07年6月から、活用業務認可ガイドライン改正案について意見招請が行われており、本改正案では、FMC サービスや次世代ネットワークなど今後想定される具体的な業務に関する基本的

これに関連して、従来は具体的なサービス単位ごとに認可を行い、公正競争要件を担保する手続が採られてきているが、次世代ネットワークに係る活用業務認可について、サービス追加が段階的に行われる中、認可対象をどのような括りで考えるかについて、NTT 法の趣旨<sup>22</sup>を踏まえて検証することが必要である。

第二に、指定電気通信設備制度における接続会計制度についても、次世代ネットワークの構築に対応した見直しが必要である。具体的には、次世代ネットワークが従来のサービス単位の設備構成ではないことから、従来の設備単位の接続会計について見直しが必要である。

その際、レガシー網では一体性があったネットワークが、アクセス網/コア網/サービス付与機能に分離し、それぞれのインターフェースのオープン化が求められることから、こうした次世代ネットワーク内部の機能分離を接続会計(特に設備管理部門会計)に反映させる方向で検討が必要である。

こうした検討は、接続料の適正な算定等の観点から行うものであり、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」<sup>23</sup>での検討結果等を踏まえ、行政当局は速やかに会計規則等の改正を行うことが必要である。

### 3. 指定電気通信設備制度の在り方

前節で見たように、NTT 東西の次世代ネットワークについては、接続ルールの在り方について速やかに検討を行うことが必要であるが、今後さらに IP 化が進展し、市場の統合化等が実現していくと見込まれる中、指定電気通信設備制度そのものについても具体的な見直しに着手することが求められる。

-----  
な考え方が提示されている。

<sup>22</sup> NTT 法第1条第2項において、NTT 東西は地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする旨規定されているとともに、同法第2条第3項において、NTT 東西は、その目的を達するため、地域電気通信業務(同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務)及びその附帯業務を営むものとする旨規定されている。

<sup>23</sup> 本研究会は、接続会計や電気通信事業会計(役務別会計)について、IP 化の進展等の環境変化に対応した所要の見直しを行うことを目的として、06年11月から開催されており、07年9月を目途に報告書を取りまとめることとしている。

## (1) IP 化の進展に伴う**指定電気通信設備制度**の見直しの必要性

電気通信事業法に規定する現行の**指定電気通信設備制度**においては、次のような考え方を基本としている。

アクセス網部分についてボトルネック性が存在する固定通信市場と、当該ボトルネック性は存在しないものの電波の有限希少性という特性を持つ移動通信市場という2つの市場の特性の違いを前提として、固定通信市場と移動通信市場の2つの市場を電気通信事業法によりアプライオリに画定し、各市場ごとに市場支配力の認定を行い、かつ市場支配力の認定基準が市場ごとに異なるものとなっている。

また、各市場ごとの**規制**の内容やその適用方法について、固定通信と移動通信という市場特性に応じた差異が存在する。具体的には、固定通信市場の場合、市場支配力の認定とボトルネック設備の開放義務、行為規制<sup>24</sup>及びサービス規制<sup>25</sup>の適用が一体として行われるのに対し、移動通信市場の場合は、市場支配力の認定を行う場合も設備開放義務がなく、かつ当該認定の基準と行為規制の適用の基準が異なる二段階の規制適用の仕組み<sup>26</sup>を採用している。【資料35】

しかし、IP 化の進展が本格化する中、こうした固定通信市場と移動通信市場をアプライオリに区別する当該制度の在り方について見直しが必要となってきている。その理由は以下の3点に整理される。

### 1) 市場の統合化に対応した見直しの必要性

-----  
<sup>24</sup> **指定電気通信設備を設置する**事業者が適用される行為規制としては、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること、他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉することの3点がある(電気通信事業法第30条第3項)。【資料36】

<sup>25</sup> 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、当該指定設備を用いて提供する電気通信役務であって、当該電気通信役務に代替する電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されていない等の場合、当該役務に係る料金その他の提供条件について保障契約約款を策定することが求められる(電気通信事業法第20条第1項)。具体的には、現在、音声伝送役務、専用役務、Bフレツ等が指定電気通信役務として整理されている。

<sup>26</sup> 移動体通信事業者の業務区域内における自社の端末が25%超のシェアを有する場合、当該事業者が設置する伝送路設備等を第二種指定電気通信設備に指定し、加えて、当該設備を設置する事業者が収益ベースで25%超のシェアを有する場合、当該事業者を個別に指定し行為規制を適用している。

既に第1章で見たように、ブロードバンド市場においては、水平的市場統合と垂直的市場統合が進展しつつあり、こうした市場統合に対応した**指定電気通信設備制度**の見直しが必要になってきている。

先ず水平的市場統合については、音声・データ・映像といったサービスの別や固定・移動といった通信形態の別という市場区分が段階的に失われ、例えば固定通信と移動通信が統合して提供される FMC サービスなど、従来の市場区分に捉われないサービス提供が可能になってきている。

この場合、例えば、固定通信市場における**ボトルネック設備を保有する**事業者と移動通信市場におけるドミナント事業者が連携して市場支配力を行使したり、固定通信市場における市場支配力が移動通信市場において濫用される懸念がある。このように、水平的市場統合が進展する中、従来の市場区分に基づく枠組みだけでは柔軟性を欠くものとなる可能性があり、**指定電気通信設備制度**の在り方について見直しが必要となっ

てきている。

次に垂直的市場統合については、**ボトルネック設備を保有する**事業者が垂直統合型のビジネスモデルを構築する場合、通信レイヤー（物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー）における市場支配力が上位レイヤーにおいて濫用され、結果として上位レイヤーにおける公正競争が阻害される可能性がある。このため、従来**指定電気通信設備制度**が主として規律対象としてきた通信レイヤーに限定することなく、プラットフォームレイヤーを含む垂直的市場統合に対応したドミナント規制の在り方について検討することが必要になっている。

すなわち、市場の統合化に対応した市場画定や市場支配力の認定を行うことが出来る仕組みを構築することにより、市場実態に即した**指定電気通信設備制度**の運用が可能になるものと考えられる。

## 2)体系的な制度整備の必要性

次に、**指定電気通信設備制度**とその周辺の関連規律を再整理し、体系的な制度整備を行う必要性が高まってきている。

現行の**指定電気通信設備制度**は、前述の電気通信事業法における規律のほか、NTT 法等にも一部依拠する形となっている。具体的には、92年の NTT ドコモの分離や9

9年のNTT再編成といったNTTグループに係る構造分離措置を講じた際に設けられた累次の公正競争要件のほか、NTT法第2条第5項に規定する活用業務制度に基づく個別事案の認可の際の公正競争要件等がこれに該当する。【資料37】

NTTグループに係る累次の公正競争要件は、公正競争確保のための構造分離措置を講じた際、その有効性を担保するために設けられたものである。また、活用業務認可に当たっての認可条件についても、認可基準として、NTT東西が当該業務を営むことによってNTT法に定める地域電気通信業務という本来の「業務の円滑な遂行」に「支障を及ぼすおそれがない」ことに加え、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことが要件とされていることから、このことを担保するために付されているものである。

したがって、そのいずれについても、電気通信事業の公正競争を確保するために設けられたものであり、一般規律である電気通信事業法に基づく[指定電気通信設備制度](#)を補完することを目的とするものである。

このため、電気通信事業法において、[ボトルネック設備を保有する](#)事業者を起点として、これと資本関係を有するその他の事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止するための規律を整備することにより、こうした累次の公正競争要件を包摂した一般的な公正競争確保のための規律を体系的に整理することが可能となり、公正有効競争確保のための制度の一体的・合理的な運用が確保されることになると考えられる。

### 3) IP化の進展に対応した見直しの必要性

IP化の急速な進展に対応し、従来の回線交換網からIP網へと移行する中、市場実態やネットワーク構造の大きな変化が顕在化しつつある。このような環境変化に迅速に対応するためには、加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備をボトルネック設備として指定する現行の枠組みについて、固定通信市場と移動通信市場が統合化する方向に向かう中でのボトルネック性の再検証や、アクセス網との一体性が認められる設備の範囲の見直しを適宜行うことが望ましい。

その上で、アクセス網のオープン化が担保されていることを前提として、ボトルネック性や一体性が引き続き認められない設備については当該指定から除外する

等、[指定電気通信設備制度](#)の柔軟な運用に努めることが必要である。

## (2) 電気通信事業法と独占禁止法の関係

[指定電気通信設備制度](#)の見直しに際しては、競争の一般的ルールである独占禁止法と電気通信事業分野における公正競争を促進するための電気通信事業法の関係について十分留意し、両者の有機的な連携を図っていくことが必要である。

独占禁止法と電気通信事業法の間を見比べると、一般に、独占禁止法は競争阻害行為が行われた場合、当該事案を起点として一定の取引分野(市場)の画定を行い、競争の実質的制限等(市場支配力の形成・維持・強化等)があったと認められる場合、これを事後的に排除することにより公正かつ自由な競争を確保するものである。なお、企業結合の場合には、これとは異なり、企業結合が行われる前に、一定の取引分野ごとに競争に影響を与える各判断要素について分析・検討を行い、当該企業結合が競争を実質的に制限するかどうかについて審査を行っている。

これに対し、電気通信事業法における[指定電気通信設備制度](#)は、ネットワーク設備部門において寡占性の強い市場であること、ネットワーク効果や顧客のロックイン効果が起こりやすいこと、アクセス網部分においてボトルネック性が存在すること、ボトルネック設備を保有している事業者とそうでない事業者との間の情報の非対称性が競争阻害的要素として機能する可能性があること、周波数の有限性を背景とする市場寡占性が認められること等の特性を電気通信市場が有していることにかんがみ、予見し得る将来における市場支配力濫用の可能性を認定して[非対称](#)規制を適用することとしている。

このため、独占禁止法と電気通信事業法は、電気通信市場における公正競争を確保するための政策的視点等の面で異なる部分がある。こうした点については、共同ガイドライン<sup>27</sup>において整理されており、両者の有機的な連携が確保されている。【資料38】

このような状況にかんがみ、電気通信事業法における[指定電気通信設備制度](#)を見直し、市場構造の変化に柔軟に対応し得るようにする際、市場画定や市場支配力の認定など独占禁止法において用いられてきた手法について、電気通信事業法の趣

---

<sup>27</sup> 総務省・公正取引委員会「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(01年11月)

旨を踏まえつつ可能な限り整合性を図るよう検討することが適当である。

### (3) 市場支配力の認定の基本的考え方

#### 1) 基本的視点

現行制度における市場支配力の認定は、固定通信市場と移動通信市場という2つの市場を法制的にア priori に画定させた上で、各市場ごとに独立して市場支配力を認定する仕組みとなっている。

しかし、市場統合等の市場構造変化が進展する中、電気通信分野の市場特性に着目した現行制度の基本的な枠組みを維持しつつ、その枠組みをベースに客観的な基準に基づく機動的な市場画定と、これを基にした市場支配力の認定を行うことを可能とする仕組みに移行することを基本とすることが適当である。そして、市場支配力を有するものと認定された場合、当該市場支配力を行使することにより、公正有効競争が阻害される可能性があるとの認識に立って一定の規律を適用するものである。

一般に、市場支配力の認定に際しては、(a) ボトルネック設備を保有していると認められる場合と、(b) ボトルネック設備を保有していないが寡占的な市場特性(例えば電波の有限希少性に基づく市場寡占性)を有する場合という2つの類型<sup>28</sup>が存在する。

#### 2) 市場支配力の認定基準の在り方

現行の市場支配力の認定基準は、前述のとおり、固定通信市場と移動通信市場とで異なっており、前者はボトルネック性を基に市場支配力を認定する制度であり、後者はボトルネック性はないものの、移動通信市場の特性を基に市場支配力を認定する仕組みである。

このうち、ボトルネック性を基に市場支配力を認定する固定通信市場における市場支配力の認定基準は、加入者回線シェア50%という閾値をもって判断する

---

<sup>28</sup> この2類型は、世界貿易機関(WTO)の「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」における「日本国の特定の約束」、「基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則」の規定と整合的である。具体的には、本規定において、市場支配力を有する「主要なサービス提供者」の条件として、「不可欠設備の支配」、「市場における地位の利用」の2点が明示されている。

仕組みである。この点、通信レイヤーにおけるボトルネック性の認定において、加入者回線シェアを用いる現行の仕組みは基準として明確であり、当面、これを維持することが適当である。

他方、ボトルネック性はないものの周波数の有限希少性を背景として市場支配力を認定する移動通信市場においては、各事業者ごとの業務区域内における端末シェアや売上高シェアについて、25%という閾値を基準に当該市場支配力を認定している。この点、行為規制の適用に係る判断基準については、単に当該年度の市場シェアのみでなく、当該シェアの推移・順位などの時系列的要素を追加的な判断基準として採用<sup>29</sup>しており、ある特定の時点において当該閾値を超えていたとしても、直ちに市場支配力を認定しない仕組みになっている。

こうした仕組みは、単に当該年度の市場シェアのみをもって市場支配力の認定

---

<sup>29</sup> 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のうち禁止行為等の適用を受ける電気通信事業者の指定の在り方については、02年4月、「電気通信事業法第37条の2第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける第一種電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」が公表されている。

当該基本的考え方においては、

当該電気通信事業者の市場シェアの順位が1位であり、かつ、一定期間継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には指定する；

一定期間継続して25%を超える市場シェアを有する電気通信事業者が複数存在し、それらの市場シェアの格差が小さい場合には、同一業務区域内においてこれら複数の電気通信事業者を指定する(ある特定の業務区域に存在する3~4社すべての電気通信事業者の市場シェアが均一な状況が安定して続いており、かつ、諸要因(後述)を勘案した結果、市場支配力を濫用した行為が行われるおそれがないと判断される場合を除く)；

25%を超える市場シェアを有する電気通信事業者であっても、市場シェアの順位が2位以下であり、1位の電気通信事業者との市場シェアの格差が大きいような場合には、これらの変化の程度も勘案しつつ、指定を差し控える；

これまで25%を下回る市場シェアを有する電気通信事業者が、一時的に25%を上回る市場シェアを有する場合、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定をしない(25%を上回る市場シェアを有する電気通信事業者について、短期的に急激に市場シェアが低下している場合や数年間にわたり市場シェアが相当程度低下している場合には、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定をせず、又は指定を解除する)；

という4つの事項を示している。

なお、これらの4つの事項によっても指定の是非について判断することが困難となるような個別具体的なケースにあっては、例えば、事業規模、市場への影響力・ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在、技術上の優位性・卓越性、需要及び供給の代替性や価格弾力性、クレームの有無等、当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断するとしている。

ただし、制度上、市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断は、各電気通信事業者の業務区域を基本として行われることから、当該電気通信事業者の総合的な事業能力についても、当該業務区域に即して判断するとしている。

を行うことにより硬直的な制度運用になることを回避することを可能としているものと考えられるが、市場支配力の有無を認定した上で所要の規律の適用を判断するというドミナント規制の趣旨にかんがみれば、ボトルネック性に基づく市場支配力の認定とは異なり、市場シェアをベースとした定量分析に加え、市場の集中度<sup>30</sup>、市場の透明性、事業者間のスイッチングコストの程度、市場の垂直統合性など、その他の定性的・定量的な要素を踏まえた総合的な判断を行い得る仕組みとすることが適当であると考えられる。

上記の観点からは、市場支配力の認定において、設備シェア・市場シェアなどの定量基準を閾値として採用<sup>31</sup>しつつ、その他の定性的・定量的な要素を加味した競争評価の結果を補完的に活用することについて検討することが望ましい。

具体的には、市場支配力の認定に際しての閾値について2段階のステージを設け、高い閾値をクリアしている場合には直ちに市場支配力を認定し、2つの閾値の間に存在する場合には市場支配力を有する可能性があるものと位置付け、競争評価を活用した定性的・定量的な要素を含めた総合的な判断により最終的に市場支配力の認定を行うという仕組みについて、今後検討を行うことが適当であると考えられる。

#### (4) 複数の市場に係る市場支配力の濫用防止の在り方

##### 1) 基本的考え方

---

<sup>30</sup> 市場の集中度を示す指標として、上位数社(例えば3～5社)の累積市場シェアやHHI(ハーフインダール・ハーシュマン指数)が用いられる。

<sup>31</sup> EUでは、「市場分析及びSMPの判定に関するガイドライン」において、市場シェアが50%超の場合は例外的な状況を除きドミナンスの存在の証明となり、40%超の場合は通常ドミナンスが発生し、25%未満の場合はドミナンスを享受しそうにないとしている。一方、日本の独占禁止法では、「独占的状态」の市場構造要件の一つとして、一定の事業分野における市場シェアが上位1社で50%超又は上位2社で75%超であることを挙げている。

なお、市場集中度(HHI)については、例えば、EUの「水平合併評価ガイドライン」では、合併後のHHIが1000未満の場合には調査を行わないことが多いとしている。

米国司法省・連邦取引委員会の「水平合併ガイドライン」では、合併後のHHIが1000未満の場合は非集中、1000以上1800未満の場合は中位集中、1800以上の場合には高度集中としている。

07年3月に改正された公正取引委員会の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」では、企業合併後のHHIが1500以下の場合には「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」、HHIが2500以下の場合(かつ市場シェアが35%以下の場合)は「競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる」としている。

水平的・垂直的市場統合が進展し、サービスの融合や一体提供等が広まるにつれ、複数の市場が互いに密接に関連するようになってきている。このような市場環境の変化の中で、前述のとおり、客観的な基準に基づく機動的な市場画定とこれを基にした市場支配力の認定を行うことを可能とする仕組みに移行するとともに、**ボトルネック設備を保有する**事業者及びこれと資本関係を有する者との共同的な市場支配力の濫用を防止するための公正競争確保の仕組みを確立することとし、所要の制度整備を図ることを検討の基本的な方向性とするのが適当である。

その際、従来は市場特性の違いが明確に存在していたために、固定通信市場と移動通信市場との間で市場支配力の濫用が同時に行われる可能性がないと考えられていた事情に変化が生じ、**ボトルネック設備を保有する**事業者が一つの市場とこれに隣接する市場との間で市場支配力のレバレッジを働かせる場合<sup>32</sup>や当該事業者が資本関係にある別の事業者と複数の市場(又は一つの市場)で共同的・一体的に市場支配力を濫用するという2つのケースが出てくることが想定される。

こうした複数の市場に係る市場支配力の濫用については、単に固定通信市場と移動通信市場との間に限られた問題ではなく、通信・放送の融合・連携に伴う市場統合の進展によって、検証すべき事案が更に出てくる可能性がある。しかし、現行の**指定電気通信設備制度**の枠組みでは、こうした複数の市場に係る市場支配力の認定について明確には想定されていない。このため、NTTグループに係る累次の公正競争要件の再整理等と併せて、当該制度の枠組み見直しに向けた検討が必要である。

なお、事業者が複数の市場において事業展開をしており、そのうちの一つの市場において市場支配力を有するものと認定され、かつ複数市場に係る市場支配力の濫用の可能性があるとして認められる場合、当該事業者が組織として一体的に運営されていることにより、組織内のファイアーウォールが確保されなければ公正有効競争が確保されない可能性もある。

このため、他の市場からの不適正な内部相互補助を防止するための所要の措置を会計整理の観点から講じるとともに、こうした組織内のファイアーウォールの必要性の有無についても併せて検討することが必要である。

---

<sup>32</sup> EU においては、電子通信規制枠組みの一つを成す枠組み指令の中で「ある事業者が特定の市場において SMP (Significant Market Power) を有する場合、当該市場において有する市場支配力を梃子として、当該市場に隣接する市場における市場支配力を強化することになるような2つの市場関係がある場合、当該事業者はその密接に関連する市場においても SMP を持つと見なされる」(第14条第3項)とし、市場支配力のレバレッジの概念を採用している。

## 2) 水平的な市場支配力の濫用防止

通信レイヤーにおける市場統合に伴って、**ボトルネック設備を保有する**事業者による市場支配力の濫用の可能性(範囲)が拡大する可能性があり、これに対応可能な仕組みであることが必要である。なお、固定通信市場と移動通信市場の統合は段階的に進展するものと考えられ、当面はFMCサービスのようサービス統合やOABJ-IP電話のような代替サービスの普及が先行して進み、その後、その他の市場を含めた統合化が進み、伝送ネットワークとその上で提供されるサービスを含めた包括的な統合化が実現していくものと考えられる。

このため、当面は現行の枠組みを基に公正競争要件を措置することが適当である<sup>33</sup>が、その次のステップとして、FMCサービスの提供など部分的な市場の統合化(重複)が進展する段階において、

当該市場を固定通信市場又は移動通信市場の部分市場として画定し、当該部分市場における市場支配力を認定し、当該市場における直接的な規律を適用する；

当該市場の競争評価を行い、固定通信市場又は移動通信市場からのレバレッジの有無を検証した上で、これを基に固定通信市場における**ボトルネック設備を保有する**事業者又は移動通信市場におけるドミナント事業者に対する行為規制の適正な運用等を図ることにより公正競争環境を確保する；

といった複数のアプローチの可否について更に検討を深めることが適当である。その際、前述のとおり、市場シェアなどの閾値で一義的に市場支配力を認定するのではなく、競争評価による定性的・定量的な分析を参考とすることが望ましい。

なお、さらに市場の統合化が進展した段階においては資本関係を有するドミナント事業者が同一市場において複数存在し、共同的な市場支配力を行使する可能性が生まれてくると考えられることから、現行の特定関係事業者制度の見直し等についても検討が必要である(第4項「その他の留意すべき事項」を参照)。

## 3) 垂直的な市場支配力の濫用防止

垂直統合型のビジネスモデルが今後主流となっていく中、レイヤー間を越えた

---

<sup>33</sup> 例えば、NTT 東西とNTT ドコモの連携によるFMCサービスの提供に関連し、活用業務認可ガイドラインの見直しに向けた検討が現在進められている。

市場支配力の濫用防止に向けた公正競争確保のための枠組みについて検討することが必要である。具体的には、以下の2つの観点から検討が求められる。

第一に、通信レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の濫用の可能性について検討が必要である。ボトルネック設備を保有する**事業者**の市場支配力が上位レイヤーに及ぶ可能性があると考えられる場合、ボトルネック設備と一体として整備されるプラットフォーム機能について必要に応じて公正競争確保のためのオープン化を図ること等により、垂直統合型ビジネスモデルに係る公正競争を確保することが可能となる。

なお、これに関連して、上位レイヤーから通信レイヤーへの市場支配力の濫用の可能性も存在し得る。しかし、電気通信事業法に基づく**指定電気通信設備制度**においては、あくまで通信レイヤーにおける又は通信レイヤーを起点とする市場支配力の濫用を防止するという観点に立つものであり、こうした事例における市場支配力の濫用の可能性について、一義的には一般規律である独占禁止法の適用によることになるものと考えられるが、通信・放送の融合・連携に関連した法制度の面から検証を加えることも必要である。

第二に、通信レイヤーから下位レイヤー等(端末製造、営業委託等)への市場支配力の濫用の可能性について検討する必要がある。当該電気通信事業者がその子会社等と一体的な営業を行うこと等により、通信レイヤーにおける市場支配力が下位レイヤー等において濫用される可能性があるため、これらの間における公正競争確保のための措置が必要となる。この場合、

当該電気通信事業者に対して市場支配力の行使を防止するための一定の規律を適用する；

当該電気通信事業者と子会社等の共同的な市場支配力を認定する；

という2つのアプローチが考えられる。ただし、前項の水平的な市場支配力の濫用防止のケースとは異なり、垂直的な市場支配力の濫用防止の場合、当該子会社等は電気通信事業者である場合とそうでない場合が存在することに留意することが必要であり、今後、具体的な制度設計を進める中で採るべき選択肢について慎重に比較検討を行うことが適当である。

#### 4) その他の留意すべき事項

前述のとおり、複数の市場に係る市場支配力の認定の在り方を検討する際、**ボトルネック設備を保有する**事業者及びこれと資本関係を有する者との共同的な市場支配力の濫

用を防止するための公正競争確保の仕組みを確立することが適当である。

その際、NTT グループに係る累次の公正競争要件についても、こうした制度との整合性を確保する観点から検証が必要である。当該公正競争要件は、基本的に資本関係を有する事業者に係る公正競争要件を規定するものであり、複数市場間の市場支配力のレバレッジを防止する観点から設けられている。このため、これを電気通信事業法の一般規定として盛り込む場合には、特定関係事業者制度と共に、全体の枠組みの整理を図ることが必要である。

特定関係事業者制度<sup>34</sup>は、ボトルネック設備を有するNTT 東西が、当該ボトルネック設備との接続において資本関係を有する事業者と競争事業者との間の公正競争を確保するためのファイアウォールを整備することを目的とするものである。この点において、共同的な市場支配力を防止するための公正競争要件よりは限定的かつ具体的な政策目的を念頭に制度設計がなされているものであるとすることができる。

したがって、共同的な市場支配力の濫用を防止するための制度設計に際しては、単に特定関係事業者制度の枠組みの範囲内で検討するのではなく、当該ドミナント事業者に対する公正競争確保のための一般的な事業規律としてどのような仕組みを構築することが適当かという観点から、改めて包括的な検討を行うことが適当である。

なお、活用業務認可制度に係る公正競争要件については、NTT 法に規定する業務範囲規制を個別事案ごとに解除する際、電気通信事業法の**指定電気通信設備制度**に係る禁止行為について、より具体的な担保要件を課しているものであると考えられる。このため、**指定電気通信設備制度**見直しに際し、当該制度が直接的な影響を受けるものでは必ずしもないと考えられる。

#### (5) **指定電気通信設備制度の適用の在り方**

<sup>34</sup> 特定関係事業者制度(電気通信事業法第31条第1項及び第2項)は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(NTT 東西)について、公正競争を確保する観点から、特定関係事業者との間の役員兼任の禁止及び接続や電気通信業務関連の周辺業務に関して特定関係事業者とその他の事業者の不公平な取扱いを原則禁止するものであり、当該事業者の親子・兄弟会社(電気通信事業者)の中から総務大臣が指定することとされており、現在、NTT コミュニケーションズが特定関係事業者として指定されている(02年総務省告示)。なお、上記の規制のうち後者( )については、(a)第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物などの利用、情報の提供、(b)電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ、代理他の電気通信事業者からの業務の受託がこれに含まれる。[資料38]

前述のとおり、市場支配力の認定に際してボトルネック性が存在する場合とそうでない場合の2つのケースが存在し、この2つのケースを区別した規制の適用が行われているが、この規制の適用関係の基本的枠組みを引き続き維持することが合理的である。ただし、[指定電気通信設備制度](#)の見直しに際しては、例えば以下の3点について併せて検討を行うことが求められる。

### 1)小売市場と事業者間取引市場(接続市場)の関係の検証

ボトルネック設備を保有していることに起因する市場支配力の濫用を防止する観点から、現行の第一種指定電気通信設備については、ボトルネック設備を設置・運営している設備管理部門とこれを用いてサービスを提供する設備利用部門に仮想的に分離し、設備利用部門と競争事業者が同等の条件でボトルネック設備を利用することを想定しており、現行の接続会計制度は当該2部門で構成されている。なお、競争事業者との同等性という考え方は特定関係事業者制度においても採用されている。

このため、設備管理部門に着目した[事業者間取引市場\(接続市場\)](#)と設備利用部門に着目した小売市場の2つの市場について、規制適用の面で区別した考え方を採用することも検討に値する。

現行制度は、設備管理部門に着目した[事業者間取引市場\(接続市場\)](#)における公正競争確保という観点からボトルネック設備の開放義務(接続ルール)を適用している一方、設備利用部門に着目した小売市場の公正競争確保という観点から行為規制が適用されるとともに、指定電気通信役務制度において、ボトルネック性に基づく市場支配力の濫用を防止する観点から小売サービスに係る規制を適用しているものと捉えることができる。

この場合、事業者間取引市場(接続市場)における接続ルールが有効に機能し、その結果として小売市場における有効競争が実現した場合、指定電気通信役務制度の枠組みにおいては市場シェアの低下を契機として当該規制の適用から除外される<sup>35</sup>ことになる一方、行為規制については引き続き適用される仕組みとなっている。

---

<sup>35</sup> 指定電気通信役務制度においては、市場シェアその他の要素を総合的に勘案して当該規制の適用の有無を判断する仕組みとなっており、前述の「市場支配力の認定基準の在り方」の検討の中で、指定電気通信役務制度における競争評価の活用についても併せて検討することが望ましい。

この点、行為規制についても小売市場における有効競争が実現していると判断される場合には適用しないこととする事も検討に値する。ただし、当該**ボトルネック設備を保有する**事業者においては、あくまで設備管理部門と設備利用部門の機能が仮想的に分離されているものであり、組織の一体運営を前提として行為規制の適用を除外することにより問題が発生しないかどうかについて、慎重な検討が求められる。

なお、卸市場と小売市場は現行の規制の枠組みにおいて一体的に運用されているところであるが、競争評価において2つの市場の特性等をさらに分析することにより、上記の検討に資することになるものと考えられる。

## 2) 指定電気通信設備の範囲の柔軟な見直し

**指定電気通信設備制度**の見直しに際しては、前述のとおり競争評価等の有効活用を図っていくこととし、指定電気通信設備の範囲等について定期的に検証を行うことが適当である。当該プロセスにおいて、市場実態やネットワーク構造の変化に対応して、指定電気通信設備の範囲についても、アクセス網のオープン化が担保されていることを前提として、引き続き指定する必要性が認められない設備は当該指定から除外する等、柔軟な制度運用を図っていくことが適当である。

## 3) IP 化の進展に対応した行為規制の再検討

**指定電気通信設備を設置する**事業者に対しては、現行の枠組みにおいて、不当な差別的取扱いの禁止などの行為規制が適用されており、当該規制に該当する具体的事案等については共同ガイドラインに明記されている。しかし、IP 網を念頭に置いた具体的事案等については必ずしも記載が十分になされていない。したがって、まず IP 化の進展に対応した行為規制の具体的事案等について再検討を行うとともに、ネットワークの中立性を確保する観点から、通信レイヤーと上位レイヤーの関係の在り方について今後検討していく必要があると考えられる。

具体的には、例えば、

資本関係にあるコンテンツプロバイダのサイトへのアクセスや自社ユーザーの packets 流通について帯域を優先的に割り当てたり、特定の者以外のサイトへのアクセスについてルーティングを迂回させたりすることによる差別的取扱い (“bit discrimination”) が行われないこと；

特定のアプリケーションについて、使用するポートを検知して利用できなくする

ためにポートブロックをかける行為(“port blocking”)が行われないこと；等を確保することにより、次世代ネットワークとインターネットの双方の健全な発展が確保されるものと考えられる。このため、不当な差別的取扱いに該当する行為の類型化の在り方等について、ネットワークの中立性を確保する観点から、その見直しについて今後検討を行う必要がある。

なお、上記で例示した行為については、バーストラフィックの発生への対処、P2P ベースのファイル交換ソフトによる情報漏えい防止のための措置、スパム防止などの社会的要請に基づく必要性から実施することが求められるものが存在するところであり、これらの事案を除き、あくまで経済活動として競争阻害的な行為を行う場合が検討の対象となる。

## (6) 指定電気通信設備制度の見直しに係る制度整備

### 1) 制度見直しの基本的方向性

以上述べてきたように、**指定電気通信設備制度**の見直しに関しては、電気通信分野の市場特性に着目した現行制度の理念を基本としつつ、市場統合に対応した市場画定や市場支配力の認定を行うことが可能な仕組みに移行するとともに、**ボトルネック設備を保有する**事業者を起点として、これと資本関係を有する事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止する包括的な枠組みを再構築することが必要である。

その際、市場支配力の認定においては、ボトルネック設備を保有していると認められる場合と、ボトルネック設備を保有していないものの寡占的な市場特性を有する場合という2つの類型が存在し、こうした類型に照らして適正な認定基準を設けることが適当である。

具体的には、例えば、市場支配力の認定に際しての閾値に2段階のステージを設け、高い閾値をクリアしている場合には直ちに市場支配力を認定し、2つの閾値の間に存在する場合には競争評価を活用した定性的・定量的な要素を含めた総合的な判断により市場支配力の認定を行うことが考えられる。

この場合、市場画定においては、客観的な基準により機動的な市場画定を行うとともに、市場支配力の認定に際しては、複数の市場に係る市場支配力の認定が可能な仕組みを整備し、隣接市場への市場支配力のレバレッジのおそれ

や共同的な市場支配力の評価を行うこととし、当該市場支配力が認定された場合、**非対称**規制の行為規制等が適正に確保されるよう所要の措置を講じることが適当である。なお、異なる市場の一部が重畳して部分市場が生まれていると判断される場合、当該部分市場について一定のドミナント規制を適用することも検討に値する。

なお、こうした枠組みにおいて、市場の画定をどのように機動的に行うのかという問題について検討が必要になる。市場の画定においては、基本的にサービス需要の代替性を定性的観点から判断することとし、これを補強する検証材料として定性的及び定量的な要素を踏まえた競争評価結果を用いることが適当である。

## (図)

その際、市場画定においては以下の2点に留意する必要がある。

市場画定を機動的に行う観点からは、法律により市場画定が一意的に行われている現行の仕組みを見直し、市場支配力の認定に係る基本的要件を法律に規定することとし、下位法令において具体的な市場画定を規定する制度的な枠組みについて検討を行うことが適当であると考えられる。

競争評価をドミナント規制の運用面に関連付けて運用する場合、具体的には市場画定における活用、市場支配力の認定における活用、行為規制の運用面において適正な公正競争要件の確保を図る上での検証への活用等が予定されるが、その運用については、透明かつ客観的な手続が求められるところであり、関係法令又は運用ガイドラインによりこれを措置することが適当であると考えられる(補論「[指定電気通信設備制度](#)の見直しと競争評価の活用の在り方」参照)。

## 2)市場モニタリング機能の強化

総務省は、前述のとおり、07年度から競争セーフガード制度を導入し、指定電気通信設備の範囲について定期的(年1回)に見直しを図るとともに、NTTグループに係る累次の公正競争要件等について検証を行うこととしている。

[指定電気通信設備制度](#)を見直して新制度に移行した段階においては、現在個別に実施している競争評価と競争セーフガード制度を統合的に運用することとし、毎年定期的実施する新しい競争評価制度において、(a)市場画定及び市場における競争進展度の評価(競争政策の効果測定を含む)、(b)これに基づく指定電気通信設備の範囲の検証、(c)市場支配力の認定・解除(必要に応じて実施)、(d)新たな競争促進策の必要性の検証などを一連のプロセスとして定期的実施する体制を確立することが望ましい。

また、競争評価と競争セーフガード制度の統合的な運用においては、透明性の確保を図るため、関係各方面からの意見等を聴取する機会を設けるなどのフィードバックを図りながら進めていくことが適当である。

さらに、競争評価や競争セーフガード制度の運用を通じて、定期的にドミナント規制の適用の可否を検証し、必要性の薄れた規制は速やかに解除する仕組みをビルトインすることが必要である。

## 補論 指定電気通信設備制度の見直しと競争評価の活用の在り方

### 1. 競争評価の目的

競争評価については、02年8月情報通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争の在り方についての最終答申」において、「市場支配力の評価は、実際の市場における競争の進展状況等を十分踏まえたものとするため、定期的に市場分析を行い、市場支配力を評価することが必要」であり、「我が国の電気通信分野における定期的な有効競争レビュー(市場分析)の在り方」について「早期に結論を得る方向で更に詳細な検討を行っていくことが必要である」旨の提言を受けたことを踏まえ、03年度から開始されたところである。

このように、競争評価はドミナント規制の在り方を検証していくための評価手法を開発し、その制度的な枠組みを確立することを目的として開始されたものである。

本論で整理したように、競争評価をドミナント規制の運用面に関連付けて運用する場合、具体的には市場画定における活用、市場支配力の認定における活用、行為規制の運用面において適正な公正競争要件の確保を図る上での検証への活用等が想定される。

### 2. 競争評価の実施状況

03年度以降開始された競争評価においては、固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの4領域を対象として、市場画定、市場の動向把握、競争状況の分析、市場支配力の評価等を行っており、05年度の競争評価では上記の4つの領域全体について一連の分析・評価を完了した。

競争評価の実施に当たっては、独占禁止法において適用される市場画定や市場支配力の認定等のアプローチとの整合性を意識した分析が導入されている。ただし、電気通信事業法をベースとする競争評価は、競争制限的行為を事後的に排除したり、企業結合の事前規制を行うことを目的とする独占禁止法上のアプローチと必ずしも一致するものではない。例えば、独占禁止法によるアプローチは、事案発生時に必要に応じ、当該事案に係る市場のみを個別的・限定的に分析するのに対し、競争評価の

アプローチは、定期的に電気通信事業分野のサービス全般にわたる市場を俯瞰的・包括的に分析する必要がある。

総務省が行う競争評価はこれまでに3回実施され、評価結果の蓄積や分析手法の向上が図られている。また、06年度の競争評価より、上述の4つの領域を毎年点検する「定点的評価」に加え、特定の政策的テーマに焦点を当てたアドホックの「戦略的評価」を新たに設け、競争政策との連動性を意識した運用が行われている。

諸外国においては、欧州各国の電気通信規制当局が、わが国の競争評価に該当する「市場分析」を欧州委員会の指令に基づき実施している。この市場分析は、ドミナント規制の枠組みに制度的に組み込まれており、SMP(重大な市場支配力)を有する事業者に対する規制の適用に先立ち、市場分析を実施することが義務付けられている。具体的には、市場分析によって有効競争の有無を判断した上でSMP事業者を認定し、その結果に基づいてSMP事業者に対する個別規制(アクセス・接続規制、小売規制等)の適用の可否を規制当局が決定する仕組みとなっている。

### 3. 市場画定と競争評価

市場画定において競争評価を活用する際には、需要と供給の代替性を分析し、特に需要の代替性を中心として市場範囲を判断することになる。これらの分析を行うための手法については、独占禁止法や諸外国の関連する制度との整合性を考慮する必要があるが、欧米の関係当局や公正取引委員会においては、仮想独占者テスト(SSNIPテスト)<sup>39</sup>の考え方に基づく市場画定が主流であるため、この手法を基本として市場画定を行うことが望ましい。【資料42】

ただし、厳密な意味での仮想独占者テストを行うには、データの入手可能性や手法の頑健性に問題もある<sup>40</sup>ため、あくまで概念ツールとしての利用にとどめ、定性的な

---

<sup>39</sup> 仮想独占者テストとは、当該サービスの現在及び将来における唯一の売手で、価格規制を受けず、利潤を極大化するような独占企業を仮想し、他のサービスの販売条件が一定と仮定して、この企業が「小幅であるが有意かつ一時的でない価格引き上げ」(SSNIP: Small but Significant Non-transitory Increase in Price)により利潤を上げ得るサービス及びそれらが販売されている地域を市場として画定する手法をいう。

<sup>40</sup> SSNIPテストの実施には、需要の価格弾力性と価格費用マージンのデータを必要とすることが一般的であり、その収集には限界があることが大きな理由である。なお、米国では合併規制に係る市場画定に当該テストが用いられているものの、実証データに基づく厳密な計量分析が行われた事例は多くない。また、EUでも、実証データに基づくテストは行われておらず、分析手法の一つとしての利用にとどまっている。

分析を基本とし、データ等の十分な分析環境が整う場合に限り、計量経済学的手法による推計結果等を、必要に応じて補完的に援用すべきである。

市場画定では、サービス市場と地理的市場の双方の市場を画定するが、以下の3点に留意すべきである。

市場やサービスの融合の進展を踏まえれば、隣接市場も含めたより広範な市場を画定し、固定通信と移動通信の競合等大きな視点から競争状況を分析することが可能となる。他方、市場の範囲を広く設定すると、過渡期における市場の実態や進行中の競争の状況を的確に把握することが困難になり、将来の競争を阻害するおそれも大きい。このような場合には、部分市場<sup>41</sup>の概念を活用して政策的な関心の高い市場の範囲を括り出し、広範な市場画定に努めつつ、旧来型の市場区分や焦点を絞った市場範囲における競争状況の評価も並行的に行うべきである。

サービス市場については、最終利用者向けの小売市場と事業者間取引向けの卸売市場とが存在するが、例えばメタルの電話回線を他事業者から借りてADSLサービスを利用者に提供する場合では、小売市場と卸売市場の競争状況は大きく異なる。したがって、サービス市場の市場画定は、データの入手が著しく困難な場合を除き、小売・卸売の両市場を対象に行う必要がある。

地理的市場については、事業者数や営業区域等による競争状況の差異を考慮して画定するが、過度に細分化するのではなく、データの入手可能性や規制適用の実効性も踏まえ、行政区域を基本的な単位として地理的な範囲を設定していくことが効果的である。

#### 4. 市場支配力の認定と競争評価

市場支配力の認定においては、本論で整理したように、ボトルネック設備を保有していると認められる場合と、ボトルネック設備を保有していないものの寡占的な市場特性を有する場合という2つの類型が存在することから、例えば、市場支配力の認定に際しての閾値に2段階のステージを設け、高い閾値をクリアしている場合には直ちに市場支配力を認定し、2つの閾値の間に存在する場合には競争評価を活用した定性的・定量的な要素を含めた総合的な判断により市場支配力の認定を行うことが考えられるとした。

本来、市場支配力の有無については、単に市場シェアを基準とするのではなく、競

---

<sup>41</sup> 部分市場とは、サービス市場を画定し、そのうち一定の独立性・個別性が認められるサービスを部分的な市場として画定する手法をいい、米国等の諸外国でも適宜採用されている。

争状況に関係する様々な要素を総合的に勘案し、評価することが基本である。例えば、EU においては、単独支配及び共同支配のそれぞれについて、SMP を認定するための判断要素の各項目がリスト化されてガイドラインとして示されており、市場シェア以外にも、複数の要素を組み合わせた上で SMP の有無を判断している。ただし、当該判断要素は網羅的又は累積的な基準を意図したものではなく、市場の特性等に応じて、適切な判断要素を複数組み合わせるとされている。

わが国の競争評価においても、これまで、EU と同様の考え方に立ち、市場支配力の判断要素をリスト化し、これを市場実態に対応して適宜選択的に適用するアプローチを採用しているところであり、市場支配力の認定において競争評価を活用する場合、市場シェアや市場集中度以外の定性的要素等も含め、様々な判断要素を総合的に勘案して評価を行うことが望ましい。こうした仕組みを導入することにより、市場構造が急激に変化する中であっても、制度趣旨に適合した運用が行われることが期待される。

他方、当該運用において恣意性の介入を避けることが求められる。すなわち、市場支配力の認定における競争評価の活用方法については、定量的基準と競争評価結果の組合せの在り方について、今後更に具体的な基準等の検討を行うことが適当である。

なお、本論においては、複数の市場に係る市場支配力の認定の在り方について、競争評価による定性的・定量的な分析を参考として新しい分析の枠組みを確立することが必要である点を指摘している。EU においては、(一つの市場内における)共同支配の概念が既に導入されている<sup>42</sup>ところであり、こうした制度運用の実態等を踏まえつつ、我が国の市場実態に則した分析の枠組みについて検討を深めることが適当である。

## 5. 競争評価の活用に係る留意事項

競争評価の活用に係る留意事項として、市場の動的な変化に対応した戦略的評

---

<sup>42</sup> 欧州枠組指令14条「重大な市場支配力を有する事業者」において、「事業者が、単独で又は他者と共同で、ドミナンスに相当する地位、すなわち、競争事業者、顧客そして最終的には消費者からも独立していると認められる程度に行動できる力のある強い経済的地位を享受している場合には、その事業者は重大な市場支配力を有するものとみなされるものとする」とされており、これを受けて「SMP の評価に関するガイドライン」において「共同支配 (collective dominance)」が規定されている。

価の積極的な活用と情報収集機能の強化を図る必要がある。

まず、本論で整理したように、市場統合等が急速に進展する中、従来は異なる市場であると考えられていた市場が統合したり、一部の市場が重複する部分市場が生まれたり、更に、技術革新の成果として新規市場が登場してくる可能性があり、こうした市場動向に迅速に対応するためには、競争評価における戦略的評価を積極的に活用することが考えられる。

次に、情報収集機能の強化を図ることが適当である。競争評価においては、既に画定している市場について定期的な検証を行う定点的評価と上記の戦略的評価を2本柱として実施することとしている。その際、現行の競争評価では需要側と供給側の双方の情報収集を行っているが、供給側については、電気通信事業報告規則に基づく統計データに加え、事業者の任意の協力を得て追加的な情報収集を行っている状況にある。他方、電気通信事業報告規則に基づく統計データの中には、IP化の進展等に伴いその意義や必要性が薄れつつあり、十分に活用されていないデータも存在している。このため、指定電気通信設備制度の見直しに先立ち、市場モニタリング機能の強化に必要な情報を確保するとともに、過度の事業者負担を回避する観点から、電気通信事業報告規則に基づく報告内容の改廃を進めることが適当である。